



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*58 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

(行政管理課)..... 1

規 則

和歌山県規則第58号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則 (昭和63年和歌山県規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 略 第3章 地方機関 第1節 振興局 第1款 略 第2款 <u>地域づくり部 (第34条—第36条の2)</u> 第3款～第5款 略 第2節 略 (総務部) 第3節 略 (危機管理部) 第4節～第6節 略 (地域振興部) 第7節 <u>世界遺産センター (第93条—第95条)</u> 第7節の2 <u>南紀熊野ジオパークセンター (第95条の2・第95条の3)</u> 第8節・第9節 略 第10節・第11節 略 第12節 削除 第13節 略 (共生社会推進部) 第13節の2 <u>中央児童相談所 (第116条の2—第116条の4)</u> 第14節・第15節 略 第16節 <u>ジェンダー平等推進センター (第123条—第124条の2)</u> 第16節の2 <u>DV相談支援センター (第124条の3—第124条の5)</u> 第17節 <u>なぐさホーム (第125条・第126条)</u> (福祉保健部) 第18節 <u>障害児者サポートセンター (第127</u>	目次 第1章・第2章 略 第3章 地方機関 第1節 振興局 第1款 略 第2款 <u>地域振興部 (第34条—第36条の2)</u> 第3款～第5款 略 第2節 略 (総務部) 第3節 略 第4節～第6節 略 第7節 削除 第8節・第9節 略 第9節の2 <u>南紀熊野ジオパークセンター (第103条の2・第103条の3)</u> 第10節・第11節 略 第12節 <u>男女共同参画センター (第111条—第113条)</u> 第13節 略 (福祉保健部) 第13節の2 <u>子ども・女性・障害者相談センター (第116条の2—第116条の4)</u> 第14節・第15節 略 第16節 削除 第17節 <u>女性保護施設なぐさホーム (第125条・第126条)</u> 第18節 削除

条一第129条)
 第19節～第23節 略
 第24節 難病・子ども保健相談支援センター
 (第147条・第148条)

(商工労働部)
 第25節～第28節 略

第29節～第37節 略
 第4章・第5章 略
 附則

(行政組織の区分及び定義)

第3条 略
 2 行政組織及び附属機関の定義は次のとおりとする。

- (1) 本庁 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条の規定に基づく和歌山県部等設置に関する条例(昭和30年和歌山県条例第24号)により設置された知事直轄組織及び部並びに会計局並びにその分課をいう。
 (2)・(3) 略

(知事直轄組織)

第5条 和歌山県部等設置に関する条例により設置された知事直轄組織として、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。

秘書課	秘書栄典班 政策調整班
広報課	報道班 広報班 県民情報班
万博推進課	

(局、課及び班)

第6条 和歌山県部等設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。

部	局	課	班	
総務部	総務管理 局	略	略	
		人事課	略	
		考査課		
	略			
	行政企 画局	略		
		情報基 盤課	企画システム班 ネットワーク班	
略		略		

第19節～第23節 略
 第24節 難病・子ども保健相談支援センター
 (第147条・第148条)

(商工観光労働部)
 第25節～第28節 略
 第28節の2 世界遺産センター(第163条の2-第163条の4)

第29節～第37節 略
 第4章・第5章 略
 附則

(行政組織の区分及び定義)

第3条 略
 2 行政組織及び附属機関の定義は次のとおりとする。

- (1) 本庁 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条の規定に基づく和歌山県部設置に関する条例(昭和30年和歌山県条例第24号)により設置された部及び会計局並びにその分課をいう。
 (2)・(3) 略

(知事直轄の組織)

第5条 知事に直属して事務を処理させるため、知事の下に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。

秘書課	管理栄典班 秘書班
政策審議課	
広報課	政策・報道班 広報班 県民情報班
監察査察課	

(局、課及び班)

第6条 和歌山県部設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。

部	局	課	班	
総務部	総務管理 局	略	略	
		人事課	略	
		略		
	行政企 画局	略		
		情報基 盤課	企画・システム班 ネットワーク班	
		略	略	
危機管 理局	危機管 理・消 防課	総務計画班 消防 保安班		
	防災企 画課	企画班 情報班		

							災害対策課	
危機管理部	危機管理局	危機管理消防課	政策計画班 消防保安班					
		防災企画課	企画班 情報班					
		災害対策課						
企画部	企画政策局	企画課	略			企画総務課	略	
		略				略		
		調査統計課	略			調査統計課	略	
		スポーツ課	総務管理班 スポーツ企画班 スポーツ班 生涯競技力向上推進班			デジタル社会推進課	D X 戦略班 プロジェクト推進班	
						地域振興局	地域政策課	企画振興班 土地利用・水資源班
							移住定住推進課	定住推進班 移住戦略推進班
							総合交通政策課	地域交通班 企画班
						人権局	人権政策課	企画班 調整班
							人権施策推進課	推進班
地域振興部	地域政策局	地域振興課	企画調整班 地域支援班 移住戦略推進班 土地利用水資源班					
		総合交通政策課	地域交通班 企画班					
		デジタル社会推進課	D X 戦略班 プロジェクト推進班					
	観光局	観光振興課	企画調整班 振興班 世界遺産班					
		観光交流課	海外誘客班 環境づくり班					
環境生活部	環境政策局	脱炭素政策課	政策企画班 脱炭素推進班			環境生活総務課	政策企画班 環境計画班	
		自然環						

		境課						
		略				略		
	生活局	県民生活課	消費生活班 県民運動班 生活安全班 社会活動推進班		県民局	県民生活課	消費生活班 県民運動班 生活安全班	
		生活衛生課	環境衛生班 食品情報班 食品衛生班			青少年・男女共同参画課	活動推進班 健全育成支援班 健全男女共同参画班	
共生社会推進部	人権局	人権政策課	企画班 調整班			食品・生活衛生課	生活衛生・水道班 食品情報班 食品衛生班	
		人権施策推進課	推進班					
	こども家庭局	こども未来課	青少年育成班 政策班 保育班					
		こども支援課	若者支援班 児童福祉班					
		多様な生き方支援課	ジェンダー平等推進班 生活支援班					
福祉保健部	福祉保健政策局	社会福祉課	政策企画班 地域福祉班 保護班		福祉保健部	福祉保健政策局	福祉保健総務課	政策企画班 社会福祉・援護班 保護班
							子ども未来課	児童福祉班 家庭福祉班 子育て支援班 保育班
		長寿社会課	振興班 地域包括ケア推進班 介護保険班				長寿社会課	長寿社会班 振興班 介護保険班
		介護サービス指導課						
		障害福祉課	計画調整班 在宅福祉班 施設福祉班 自立支援班				障害福祉課	計画調整班 在宅福祉班 施設福祉班 心の健康推進班
		こころの健康推進課						
		略	略				略	
商工労働部	商工労働政策局	商工企画課	略		商工観光労働部	商工労働政策局	商工観光労働総務課	略
							万博推進課	

		略	
	企業政策局	略	略
		成長産業推進課	産業人材班 エネルギー転換班 G X 推進班
		略	略
農林水産部	農林水産政策局	農林水産振興課	略
		研究推進課	管理班 企画班
		略	
	農業生産局	果樹園芸課	略
		鳥獣害対策課	生産環境班 被害対策班
		畜産課	生産振興班 防疫衛生班
		略	略
	森林林業局	林業振興課	調整班 計画推進班 林業担い手班 木材産業班 林道整備班
		略	略
	略		略
県土整備部	県土整備政策局	県土整備政策課	略
		略	
	道路局	略	略
		道路保全課	管理班 予防保全班 交通施設班
		道路建設課	国道班 県道班 施設市町村道班
河川下水道局	略		
都市住宅局	都市政策課	景観公園班 管理調整班 まちづくり推進班 開発指導班 お成り班	

		略		
	企業政策局	略	略	
		産業技術政策課	エネルギー政策班 産業技術推進班	
		略	略	
	観光局	観光振興課	企画調整班 振興班 世界遺産班	
		観光交流課	海外誘客班 環境づくり班	
農林水産部	農林水産政策局	農林水産総務課	略	
		略		
		農業生産局	果樹園芸課	略
		畜産課	経営・振興班 衛生・環境班	
		略	略	
	森林・林業局	林業振興課	調整班 計画班 林業担い手班 木材産業班 低コスト林業班	
		略	略	
	略		略	
	県土整備部	県土整備政策局	県土整備総務課	略
			略	
道路局		略	略	
		道路保全課	管理班 予防保全班 交通安全・市町村道班	
		道路建設課	国道班 県道街路班 施設・農林道班	
河川・下水道局	略			
都市住宅局	都市政策課	景観・公園班 管理調整班 まちづくり推進班 開発・計画班 お成り班		

	略	
略	略	

(課の中に置く室等)
 第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。

企画課	略
観光振興課	ジオパーク室
循環型社会推進課	略
商工企画課	略
森林整備課	全国育樹祭推進室
都市政策課	盛土対策室
略	略

2 前項に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の中欄に掲げる室を置き、当該室に同表の右欄に掲げる班を置く。

略	略	略
農林水産振興課	里地里山振興室	保全支援班
略	略	略

3～5 略

(主管局・主管課)

第9条 略

2 各部の主管局及び主管課は、次のとおりとする。

部	主管局	主管課
総務部	略	略
危機管理部	危機管理局	危機管理消防課
企画部	企画政策局	企画課
地域振興部	地域政策局	地域振興課
環境生活部	環境政策局	脱炭素政策課
共生社会推	人権局	人権政策課

		班
	略	
略	略	

(課の中に置く室等)
 第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。

企画総務課	略
環境生活総務課	自然環境室 ジオパーク室
循環型社会推進課	略
県民生活課	県民活動団体室
長寿社会課	介護サービス指導室
商工観光労働総務課	略
企業立地課	サービス産業立地室
農林水産総務課	研究推進室
略	略

2 前項に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の中欄に掲げる室を置き、当該室に同表の右欄に掲げる班を置く。

略	略	略
農林水産総務課	里地・里山振興室	共同活動班
果樹園芸課	農業環境・鳥獣害対策室	生産環境班 被害対策班
略	略	略

3～5 略

(主管局・主管課)

第9条 略

2 各部の主管局及び主管課は、次のとおりとする。

部	主管局	主管課
総務部	略	略
企画部	企画政策局	企画総務課
環境生活部	環境政策局	環境生活総務課

進部		
福祉保健部	福祉保健政策局	社会福祉課
商工労働部	商工労働政策局	商工企画課
農林水産部	農林水産政策局	農林水産振興課
県土整備部	県土整備政策局	県土整備政策課

福祉保健部	福祉保健政策局	福祉保健総務課
商工観光労働部	商工労働政策局	商工観光労働総務課
農林水産部	農林水産政策局	農林水産総務課
県土整備部	県土整備政策局	県土整備総務課

3 知事直轄組織の主管課は、広報課とする。

4 略

(主管局・主管課の所掌事務)

第10条 略

(知事直轄組織各課の任務及び所掌事務)
第11条 知事直轄組織各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

秘書課

秘書課は、知事及び副知事の円滑な業務遂行を補助すること並びに重要政策の総合的検討及び調整を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 知事及び副知事の秘書に関すること。
- (2) 来賓に関すること。
- (3) 儀式及び表彰に関すること。
- (4) 識見を有する者が意見の交換等を行う場の運営に関すること。
- (5) 部長会議に関すること。
- (6) 知事の特命事項に関すること。
- (7) 和歌山県東京事務所に関すること。
- (8) その他任務の達成に必要なこと。

広報課

広報課は、県政に関する情報を広く発信し、県政に対する意見を広く収集することにより、開かれた県行政の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 知事直轄組織に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 県政の広報及び報道に関すること。
- (3) 県政の広聴に関すること。
- (4) 庁内案内に関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。

万博推進課

万博推進課は、令和 7 年に開催される2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）への県の出展等を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例（令和 5 年和歌山県条例第 3 号）の施行に関すること。
- (2) 関西広域連合事務局が設置するパビリオン（国際博覧会において設けられる展示館をいう。）に関すること。
- (3) 大阪・関西万博における県の出展等に関すること。
- (4) 和歌山県内の機運醸成に関すること。

3 秘書課、政策審議課及び広報課の主管課は、広報課とする。

4 略

(主管局・主管課の所掌事務)

第10条 略

2 前項の規定にかかわらず、総務部総務管理局及び総務課においては総務部危機管理局及び同局各課に関する同項第 2 号及び第 3 号に掲げる事務を、企画部企画政策局及び企画総務課においては企画部地域振興局及び同局各課に関する同項第 2 号及び第 3 号に掲げる事務をそれぞれ所掌しない。

(秘書課の任務及び所掌事務)

第11条 秘書課は、知事及び副知事の円滑な業務遂行を補助することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 知事及び副知事の秘書に関すること。
- (2) 来賓に関すること。
- (3) 儀式及び表彰に関すること。
- (4) その他任務の達成に必要なこと。

- (5) 2025年国際博覧会和歌山推進協議会に関すること。
- (6) 次代の移動のための交通手段の振興に関すること。
- (7) 大阪・関西万博に係る国際交流に関すること。
- (8) 大阪・関西万博における行動計画に関すること。
- (9) 関係機関との連携に関すること。
- (10) その他任務の達成に必要なこと。

第12条から第14条まで 削除

(総務部各課の任務及び所掌事務)
第15条 総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

総務課
総務課は、和歌山県の管理運営に関する施策の総合調整及び情報公開制度の円滑な運用を任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(10) 略

(11)・(12) 略

人事課
人事課は、適正な任用、給与制度の構築及び人材の配置を行い、職員が意欲をもって能力を十分発揮できる職場の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 職員の分限及び服務に関すること (考査課の所掌に属するものを除く。)
- (3)～(11) 略
- (12) 恩給 (社会福祉課の所掌に属するものを除く。) 及び退職年金に関すること。
- (13)～(15) 略

(政策審議課の任務及び所掌事務)

第12条 政策審議課は、重要政策の総合的検討及び調整を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 識見を有する者が意見の交換等を行う場の運営に関すること。
- (2) 部長会議に関すること。
- (3) 知事の特命事項に関すること。
- (4) 和歌山県東京事務所に関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。

(広報課の任務及び所掌事務)

第13条 広報課は、県政に関する情報を広く発信し、県政に対する意見を広く収集することにより、開かれた県行政の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 知事直轄組織に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 県政の広報及び報道に関すること。
- (3) 県政の広聴に関すること。
- (4) 庁内案内に関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。

(監察査察課の任務及び所掌事務)

第14条 監察査察課は、庁内の規律を強化し、清潔な県政の実現と公務に対する県民の信頼の確保を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 不正行為等通報の処理に関すること。
- (2) 不当要求行為の処理に関すること。
- (3) 行政監察に関すること。
- (4) 職員の服務監察に関すること。
- (5) 和歌山県職員倫理規則 (平成19年和歌山県規則第14号) に関すること。
- (6) その他任務の達成に必要なこと。

(総務部各課の任務及び所掌事務)

第15条 総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

総務課
総務課は、和歌山県の管理運営に関する施策の総合調整及び情報公開制度の円滑な運用を任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(10) 略
- (11) 振興局との連絡調整に関すること (他の課の所掌に属するものを除く。)

(12)・(13) 略

人事課
人事課は、適正な任用、給与制度の構築及び人材の配置を行い、職員が意欲をもって能力を十分発揮できる職場の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 職員の分限及び服務に関すること (監察査察課の所掌に属するものを除く。)
- (3)～(11) 略
- (12) 恩給 (福祉保健総務課の所掌に属するものを除く。) 及び退職年金に関すること。
- (13)～(15) 略

考査課

考査課は、庁内の規律を強化し、公務に対する県民の信頼の確保を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 不正行為等通報の処理に関する事。
- (2) 不当要求行為の処理に関する事。
- (3) 行政調査に関する事。
- (4) 職員の分限及び服務に関する事（人事課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 和歌山県職員倫理規則（平成19年和歌山県規則第14号）に関する事。
- (6) その他任務の達成に必要な事。

財政課～行政管理課 略

財政課～行政管理課 略

危機管理・消防課

危機管理・消防課は、危機事象に係る対応の総合調整、消防の充実及び産業保安の確保により、県民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県政に影響を及ぼす事件、事故、災害その他の危機事象に係る対応の総合調整に関する事。
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の施行に関する事。
- (3) 消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の施行に関する事。
- (4) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び武器等製造法（昭和28年法律第145号）の施行に関する事。
- (5) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の施行に関する事。
- (6) ガス事業法（昭和29年法律第51号）の施行に関する事。
- (7) 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）、電気工事士法（昭和35年法律第139号）及び電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の施行に関する事。
- (8) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の施行に関する事。
- (9) 防災センターに関する事。
- (10) 和歌山県消防学校に関する事。
- (11) その他任務の達成に必要な事。

防災企画課

防災企画課は、防災対策を推進し、県民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の施行に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に関する事。
- (3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）の施行に関する事。
- (4) その他任務の達成に必要な事。

災害対策課

災害対策課は、危機事象発生時における県民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県政に影響を及ぼす事件、事故、災害その他の危機事象発生時の対処及び訓練に関する事。
- (2) 和歌山県防災航空センターに関する事。
- (3) その他任務の達成に必要な事。

第16条 略

第16条 略

(危機管理部各課の任務及び所掌事務)
 第16条の2 危機管理部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

危機管理消防課

危機管理消防課は、危機事象に係る対応の総合調整、消防の充実及び産業保安の確保により、県民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県政に影響を及ぼす事件、事故、災害その他の危機事象に係る対応の総合調整に関すること。
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)の施行に関すること。
- (3) 消防組織法(昭和22年法律第226号)及び消防法(昭和23年法律第186号)の施行に関すること。
- (4) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)及び武器等製造法(昭和28年法律第145号)の施行に関すること。
- (5) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の施行に関すること。
- (6) ガス事業法(昭和29年法律第51号)の施行に関すること。
- (7) 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)、電気工事士法(昭和35年法律第139号)及び電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の施行に関すること。
- (8) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)の施行に関すること。
- (9) 防災センターに関すること。
- (10) 和歌山県消防学校に関すること。
- (11) その他任務の達成に必要なこと。

防災企画課

防災企画課は、防災対策を推進し、県民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の施行に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)の施行に関すること。
- (3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)の施行に関すること。
- (4) その他任務の達成に必要なこと。

災害対策課

災害対策課は、危機事象発生時における県民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県政に影響を及ぼす事件、事故、災害その他の危機事象発生時の対処及び訓練に関すること。
- (2) 和歌山県防災航空センターに関すること。
- (3) その他任務の達成に必要なこと。

(企画部各課の任務及び所掌事務)
 第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

企画課

企画課は、県勢の発展のため、総合的な将来計画の策定、重要施策の企画、調査研究及び総合調整並びに関係機関と連絡調整を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(15) 略
- 文化学術課～調査統計課 略
- スポーツ課
- スポーツ課は、生涯スポーツの環境を整備し、

(企画部各課の任務及び所掌事務)
 第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

企画総務課

企画総務課は、県勢の発展のため、総合的な将来計画の策定、重要施策の企画、調査研究及び総合調整並びに関係機関と連絡調整を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(15) 略
- 文化学術課～調査統計課 略
- デジタル社会推進課
- デジタル社会推進課は、産業及び地域における

及び競技スポーツの競技力の向上を行い、スポーツの振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) スポーツの振興に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 競技水準の向上に関すること。
- (3) スポーツ関係団体に関すること。
- (4) 生涯スポーツ及び障害者スポーツの振興に関すること。
- (5) 和歌山県スポーツ推進計画に関すること。
- (6) 和歌山県スポーツ推進審議会に関すること。
- (7) スポーツキャンプの誘致に関すること。
- (8) 和歌山県スポーツ賞に関すること。
- (9) 和歌山県立体育館に関すること。
- (10) 和歌山県立武道館に関すること。
- (11) 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブに関すること。
- (12) わかやまスケートパークに関すること。
- (13) 社会体育施設の整備に関すること。
- (14) ワールドマスターズゲームズに関すること。
- (15) その他任務の達成に必要なこと。

デジタル社会の形成に関する施策(以下「産業・地域DX」という。)を推進するとともに、情報通信技術の普及による県民生活の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 産業・地域DXの企画及び統括に関すること。
- (2) 産業・地域DXの推進に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 情報通信技術に関する政策の企画及び総合調整に関すること。
- (4) 情報通信格差の是正に関すること。
- (5) 情報通信技術の利活用促進に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (6) 和歌山県立情報交流センターに関すること。
- (7) その他任務の達成に必要なこと。

地域政策課

地域政策課は、地域資源を活用した魅力ある地域づくりの推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 地域づくりの推進に関すること。
- (2) 国土調査法(昭和26年法律第180号)の施行に関すること(用地対策課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の施行に関すること。
- (4) 土地基本法(平成元年法律第84号)に基づく施策の総合調整に関すること。
- (5) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の施行に関する次のこと。
 ア 特定住宅用地の譲渡の認定
 イ 土地等の譲渡予定価格に対する審査
- (6) 水需要の長期計画及び水資源の総合調整に関すること。
- (7) 水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)の施行に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (8) その他任務の達成に必要なこと。

移住定住推進課

移住定住推進課は、過疎地域の再生・活性化を図り、定住を推進するとともに、和歌山県への移住・交流を推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)の施行に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 過疎対策についての基本計画、企画調整及び調査指導に関すること。
- (3) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)の施行に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 過疎対策事業に関すること。
- (5) 半島振興法(昭和60年法律第63号)の施行に関すること。
- (6) わかやま移住定住総合戦略に関すること。
- (7) 空家の利活用に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (8) その他任務の達成に必要なこと。

総合交通政策課

総合交通政策課は、交通ネットワークの充実並びに公共交通の利便性向上及び利用促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 総合交通体系に関すること。
- (2) 公共交通の維持、活性化及び整備促進に関すること。
- (3) 関西国際空港に関すること。
- (4) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。

人権政策課

人権政策課は、人権尊重の社会づくりを推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 人権施策の調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 同和行政に関すること。
- (3) 人権相談に関すること。
- (4) 差別事件への対応に関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。

人権施策推進課

人権施策推進課は、県民の人権意識の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 和歌山県人権尊重の社会づくり条例(平成14年和歌山県条例第16号)の施行に関すること。
- (2) 人権施策の総合的な推進に関すること。
- (3) 人権啓発の推進に関すること。
- (4) その他任務の達成に必要なこと。

第18条 地域プロジェクト対策室においては、企画課の所掌事務のうち、前条企画課の項第13号及び第14号に掲げる事務を所掌する。

(地域振興部各課の任務及び所掌事務)

第18条の2 地域振興部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興課

地域振興課は、地域資源を活用した魅力ある地域づくりの推進を図ること及び、過疎地域の再生・活性化を図り、定住を推進するとともに、和歌山県への移住・交流を推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 地域振興部に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 振興局との連絡調整に関すること。(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 地域づくりの推進に関すること。
- (4) 国土調査法(昭和26年法律第180号)の施行に関すること(用地対策課の所掌に属するものを除く。)
- (5) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の施行に関すること。
- (6) 土地基本法(平成元年法律第84号)に基づく施策の総合調整に関すること。
- (7) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の施行に関する次のこと。
ア 特定住宅用地の譲渡の認定
イ 土地等の譲渡予定価格に対する審査
- (8) 水需要の長期計画及び水資源の総合調整に関すること。
- (9) 水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)の施行に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (10) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)の施行に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (11) 過疎対策についての基本計画、企画調整及び調査指導に関すること。

第18条 地域プロジェクト対策室においては、企画総務課の所掌事務のうち、前条企画総務課の項第13号及び第14号に掲げる事務を所掌する。

(12) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)の施行に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)。

(13) 過疎対策事業に関すること。

(14) 半島振興法(昭和60年法律第63号)の施行に関すること。

(15) わかやま移住定住総合戦略に関すること。

(16) 空家の利活用に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)。

(17) その他任務の達成に必要なこと。

総合交通政策課

総合交通政策課は、交通ネットワークの充実並びに公共交通の利便性向上及び利用促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 総合交通体系に関すること。

(2) 公共交通の維持、活性化及び整備促進に関すること。

(3) 関西国際空港に関すること。

(4) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。

(5) その他任務の達成に必要なこと。

デジタル社会推進課

デジタル社会推進課は、産業及び地域におけるデジタル社会の形成に関する施策(以下「産業・地域DX」という。)を推進するとともに、情報通信技術の普及による県民生活の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 産業・地域DXの企画及び統括に関すること。

(2) 産業・地域DXの推進に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)。

(3) 情報通信技術に関する政策の企画及び総合調整に関すること。

(4) 情報通信格差の是正に関すること。

(5) 情報通信技術の利活用促進に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)。

(6) 和歌山県立情報交流センターに関すること。

(7) その他任務の達成に必要なこと。

観光振興課

観光振興課は、観光資源の特性を活かした観光の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 観光地の振興に関すること。

(2) 観光旅客の来訪促進に関すること。

(3) 観光施策の調査、研究及び企画に関すること。

(4) 旅行業法(昭和27年法律第239号)の施行に関すること。

(5) 観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)の施行に関すること。

(6) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法律第88号)の施行に関すること。

(7) 和歌山県観光立県推進条例(平成21年和歌山県条例第93号)の施行に関すること。

(8) 公益社団法人和歌山県観光連盟に関すること。

(9) 体験型観光の推進に関すること(観光交流課の所管に属するものを除く。)。

(10) 世界遺産の保全・活用施策の企画及び総合調整に関すること。

(11) 世界遺産についての普及啓発に関すること。

(12) 和歌山県世界遺産センターに関すること。

(13) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。

- (14) ジオパークに関すること。
 (15) 和歌山県立南紀熊野ジオパークセンターに関すること。
 (16) その他任務の達成に必要なこと。
 観光交流課
 観光交流課は、外国人観光の促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。
 (1) 国際観光の推進に関すること。
 (2) 体験型教育旅行の誘致促進に関すること。
 (3) 観光資源の開発に関すること。
 (4) 観光資源の活用に係る各部局間の連絡調整に関すること。
 (5) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）の施行に関すること。
 (6) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）の施行に関すること。
 (7) 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）の施行に関すること。
 (8) 国際観光関係団体に関すること。
 (9) その他任務の達成に必要なこと。

第18条の3 ジオパーク室においては、観光振興課の所掌事務のうち、前条観光振興課の項第14号及び第15号に掲げる事務を所掌する。

（環境生活部各課の任務及び所掌事務）
 第19条 環境生活部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

脱炭素政策課
 脱炭素政策課は、環境生活政策の総合調整を行い、脱炭素化及び気候変動適応対策の推進を任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(3) 略

 (4)～(8) 略

 (9) 略

（環境生活部各課の任務及び所掌事務）
 第19条 環境生活部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

環境生活総務課
 環境生活総務課は、環境生活政策の総合調整を行い、良好な環境の創出を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(3) 略
 (4) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）の施行に関すること。
 (5)～(9) 略
 (10) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
 (11) 略
 (12) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の施行に関すること（果樹園芸課の所掌に属するものを除く。）。
 (13) 自然公園法（昭和32年法律第161号）及び和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）の施行に関すること。
 (14) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）及び和歌山県自然環境保全条例（昭和47年和歌山県条例第38号）の施行に関すること。
 (15) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の施行に関すること。
 (16) 和歌山県自然海浜保全地区条例（平成11年和歌山県条例第8号）の施行に関すること。
 (17) 和歌山県自然保護基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和48年和歌山県条例第1号）の施行に関すること。
 (18) 国立公園、国定公園及び県立自然公園の施設整備に関すること。
 (19) 和歌山県ふるさと自然公園国民休養地に関すること。
 (20) 和歌山県鳥獣保護センターに関すること。
 (21) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）及び和歌山県外来生物による生態系等に係る被

(10) 略

自然環境課

自然環境課は、自然公園の管理及び保全、生物の多様性の確保の推進、野生鳥獣の保護及び管理並びに外来生物による被害の防止を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の施行に関すること（鳥獣害対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）及び和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）の施行に関すること。
- (3) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）及び和歌山県自然環境保全条例（昭和47年和歌山県条例第38号）の施行に関すること。
- (4) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の施行に関すること。
- (5) 和歌山県自然海浜保全地区条例（平成11年和歌山県条例第8号）の施行に関すること。
- (6) 和歌山県自然保護基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和48年和歌山県条例第1号）の施行に関すること。
- (7) 国立公園、国定公園及び県立自然公園の施設整備に関すること。
- (8) 和歌山県ふるさと自然公園国民休養地に関すること。
- (9) 和歌山県鳥獣保護センターに関すること。
- (10) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）及び和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成31年和歌山県条例第12号）の施行に関すること。
- (11) 生物多様性和歌山戦略に関すること。
- (12) その他任務の達成に必要なこと。

循環型社会推進課

循環型社会推進課は、廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用を促進し、廃棄物の適正処理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(6) 略
- (7) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の施行に関すること。

(8)～(22) 略

環境管理課

環境管理課は、公害による環境影響を低減することにより、健全な生活環境の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(13) 略

- (14) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）の施行に関すること。

- (15) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(16)・(17) 略

県民生活課 略

害の防止に関する条例（平成31年和歌山県条例第12号）の施行に関すること。

- (22) ジオパークに関すること。
- (23) 和歌山県立南紀熊野ジオパークセンターに関すること。
- (24) 生物多様性和歌山戦略に関すること。
- (25) 略

循環型社会推進課

循環型社会推進課は、廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用を促進し、廃棄物の適正処理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(6) 略
- (7) 資源有効利用促進法（平成3年法律第48号）の施行に関すること。

(8)～(22) 略

環境管理課

環境管理課は、大気汚染、水質汚濁等公害による環境影響を低減することにより、健全な生活環境の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(13) 略

(14)・(15) 略

県民生活課 略

青少年・男女共同参画課

青少年・男女共同参画課は、青少年の健全育成を推進し、男女が共に参画できる社会の実現を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 青少年の健全育成並びに男女共同参画の推進のための総合企画及び総合調整に関すること。
- (2) 青少年の健全育成に関する推進体制の整備に関すること。
- (3) 青少年団体等の自主的かつ健全な活動の助長に関すること。
- (4) 青少年指導者の育成に関すること。
- (5) 青少年の健全育成施設の整備及び運営に関すること。
- (6) 青少年を取り巻く環境の整備及び非行等の防止に関すること。
- (7) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）の施行に関すること。
- (9) 和歌山県20歳未満の者の喫煙の防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第31号）の施行に関すること。
- (10) 公益社団法人和歌山県青少年育成協会に関すること。
- (11) 紀北公園に関すること（都市政策課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (13) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (15) 和歌山県男女共同参画推進条例（平成14年和歌山県条例第14号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (16) 女性団体の連絡調整に関すること。
- (17) 和歌山県男女共同参画センターに関すること。
- (18) その他任務の達成に必要なこと。

食品・生活衛生課
 食品・生活衛生課は、食の安全・安心及び生活衛生の確保並びに動物の愛護及び適正管理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。
 (1)～(26) 略

第20条 自然環境室においては、環境生活総務課の所掌事務のうち、前条環境生活総務課の項第12号から第21号まで及び第24号に掲げる事務を所掌する。

2 ジオパーク室においては、環境生活総務課の所掌事務のうち、前条環境生活総務課の項第22号及び第23号に掲げる事務を所掌する。

3 廃棄物指導室においては、循環型社会推進課の所掌事務のうち、前条循環型社会推進課の項第2号（産業廃棄物の保管の届出に関するものに限る。）、第5号、第6号、第14号、第15号及び第16号に掲げる事務を所掌する。

4 県民活動団体室においては、県民生活課の所掌事務のうち、前条県民生活課の項第23号から第29号までに掲げる事務を所掌する。

生活衛生課

生活衛生課は、食の安全・安心及び生活衛生の確保並びに動物の愛護及び適正管理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(26) 略

第20条

廃棄物指導室においては、循環型社会推進課の所掌事務のうち、前条循環型社会推進課の項第2号（産業廃棄物の保管の届出に関するものに限る。）、第5号、第6号、第14号、第15号及び第16号に掲げる事務を所掌する。

(共生社会推進部各課の任務及び所掌事務)

第20条の2 共生社会推進部の各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

人権政策課

人権政策課は、人権尊重の社会づくりを推進す

ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 共生社会推進部に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 人権施策の調査、企画及び調整に関すること。
- (3) 同和行政に関すること。
- (4) 人権相談に関すること。
- (5) 差別事件への対応に関すること。
- (6) その他任務の達成に必要なこと。

人権施策推進課

人権施策推進課は、県民の人権意識の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 和歌山県人権尊重の社会づくり条例（平成14年和歌山県条例第16号）の施行に関すること。
- (2) 人権施策の総合的な推進に関すること。
- (3) 人権啓発の推進に関すること。
- (4) その他任務の達成に必要なこと。

こども未来課

こども未来課は、青少年の健全育成を推進し、こども施策の総合調整を行い、子育て支援の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 青少年の健全育成のための総合企画及び総合調整に関すること。
- (2) 青少年の健全育成に関する推進体制の整備に関すること。
- (3) 青少年団体等の自主的かつ健全な活動の助長に関すること。
- (4) 青少年指導者等の育成に関すること。
- (5) 青少年の健全育成施設の整備及び運営に関すること。
- (6) 公益社団法人和歌山県青少年育成協会に関すること。
- (7) 紀北公園に関すること（都市政策課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 児童手当法（昭和46年法律第73号）の施行に関すること。
- (11) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関すること。
- (12) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に関すること。
- (13) 少子化対策に関すること。
- (14) こども基本法（令和4年法律第77号）の施行に関すること。
- (15) 幼保総合行政の推進に関すること。
- (16) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。
- (17) その他任務の達成に必要なこと。

こども支援課

こども支援課は、青少年を取り巻く環境を整備し、児童福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 青少年を取り巻く環境の整備及び非行等の防止に関すること。
- (2) 和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）の施行に関すること。
- (3) 和歌山県20歳未満の者の喫煙の防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第31号）の施行に関すること。
- (4) 子ども・若者総合相談センター並びに子ども・若者支援地域協議会の運営に関すること。

- (5) 児童福祉法の施行に関すること（要保護児童に対する支援、児童虐待防止対策及び児童虐待を受けた児童の社会的養護の推進に関するものに限る。）。
 - (6) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関すること（児童福祉に関するものに限る。）。
 - (7) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること。
 - (8) 児童相談所に関すること。
 - (9) 和歌山県立仙溪学園に関すること。
 - (10) その他任務の達成に必要なこと。
- 多様な生き方支援課
多様な生き方支援課は、ジェンダー平等の推進ひとり親家庭の福祉の増進、女性支援の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。
- (1) ジェンダー平等の推進のための総合企画及び総合調整に関すること。
 - (2) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
 - (4) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第68号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 和歌山県男女共同参画推進条例（平成14年和歌山県条例第14号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
 - (6) 女性団体の連絡調整に関すること。
 - (7) 和歌山県ジェンダー平等推進センターに関すること。
 - (8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関すること。
 - (9) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の施行に関すること。
 - (10) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第52号）の施行に関すること。
 - (11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。
 - (12) 性暴力被害者の支援に関すること。
 - (13) ひとり親家庭の医療費の助成に関すること。
- (14) 和歌山県DV相談支援センターに関すること。
 - (15) 和歌山県なぐさホームに関すること。
 - (16) その他任務の達成に必要なこと。

（福祉保健部各課の任務及び所掌事務）
 第21条 福祉保健部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。
社会福祉課
社会福祉課は、福祉保健政策の総合調整を行い、地域福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。
 (1)～(19) 略

（福祉保健部各課の任務及び所掌事務）
 第21条 福祉保健部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。
福祉保健総務課
福祉保健総務課は、福祉保健政策の総合調整を行い、地域福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。
 (1)～(19) 略
子ども未来課
子ども未来課は、児童及びひとり親家庭の福祉の増進、女性保護及び少子化対策の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。
 (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関すること（障害児並びに結核及び慢性疾患にかかっている児童の福祉に関するもの

長寿社会課
長寿社会課は、高齢者の福祉の増進及び介護保険制度の円滑な実施を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) の施行に関すること (他の課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 社会福祉法の施行に関すること (老人福祉に関するもの (介護サービス指導課の所掌に属するものを除く。)) に限る。)
- (3) 介護保険法 (平成9年法律第123号) の施行に関すること (他の課の所掌に属するものを除く。)

(4) 略

(5)～(8) 略

(9) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 (令和5年法律第65号) の施行に関すること。

(10) 略

介護サービス指導課
介護サービス指導課は、介護サービスを提供する事業者等の適正な運営及び事業実施の確保を通じ、高齢者福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 老人福祉法の施行に関すること (老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホームの適正な運営の確保に関する事務に限る。)
- (2) 社会福祉法の施行に関すること (社会福祉法人、軽費老人ホーム及び老人福祉センター

を除く。)。

- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) の施行に関すること。
- (3) 児童扶養手当法 (昭和36年法律第238号) の施行に関すること。
- (4) 児童手当法 (昭和46年法律第73号) の施行に関すること。
- (5) 社会福祉法の施行に関すること (児童福祉に関するものに限る。)
- (6) 売春防止法 (昭和31年法律第118号) の施行に関すること。
- (7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関すること。
- (8) 児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号) の施行に関すること。
- (9) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) の施行に関すること。
- (10) 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) の施行に関すること。
- (11) 少子化対策の企画・研究及び総合調整に関すること。
- (12) 幼保総合行政の推進に関すること。
- (13) ひとり親家庭の医療費の助成に関すること。
- (14) 和歌山県子ども・女性・障害者相談センターに関すること。
- (15) 和歌山県紀南児童相談所に関すること。
- (16) 和歌山県立仙溪学園に関すること。
- (17) 和歌山県女性保護施設なぐさホームに関すること。
- (18) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。
- (19) その他任務の達成に必要なこと。

長寿社会課

長寿社会課は、高齢者の福祉の増進及び介護保険制度の円滑な実施を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) の施行に関すること。
- (2) 社会福祉法の施行に関すること (老人福祉に関するものに限る。)
- (3) 介護保険法 (平成9年法律第123号) の施行に関すること。

(4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成17年法律第124号) の施行に関すること。

(5) 略

(6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号) の施行に関すること。

(7)～(10) 略

(11) 略

の適正な運営の確保に関する事務に限る。)

- (3) 介護保険法の施行に関する事 (介護サービス事業者の適正な事業活動の確保に関する事務に限る。)
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成17年法律第124号) の施行に関する事。
- (5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号) の施行に関する事。
- (6) 関係業界の健全な育成及び発展に関する事。
- (7) その他任務の達成に必要な事。

障害福祉課

障害福祉課は、障害者及び障害児の自立と社会参加を推進し、障害者等の福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) の施行に関する事 (他の課の所掌に属するものを除く。)。
- (3)・(4) 略

(5)~(11) 略

(12) 略

(13)・(14) 略

(15) 和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例 (令和5年和歌山県条例第46号) の施行に関する事。

(16) 和歌山県障害児者サポートセンターに関する事。

(17)~(19) 略

こころの健康推進課

こころの健康推進課は、精神保健の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) の施行に関する事 (自立支援医療に関するものに限る。)。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) の施行に関する事。
- (3) 自殺対策基本法 (平成18年法律第85号) の施行に関する事。
- (4) アルコール健康障害対策基本法 (平成25年法律第109号) の施行に関する事。
- (5) ギャンブル等依存症対策基本法 (平成30年法律第74号) の施行に関する事。
- (6) 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例 (昭和45年和歌山県条例第10号) の施行に関する事。
- (7) 重度心身障害者及び重度心身障害児の医療費の助成に関する事。
- (8) 和歌山県精神保健福祉センターに関する事。

障害福祉課

障害福祉課は、障害者及び障害児の自立と社会参加を推進し、障害者等の福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) の施行に関する事。

(3)・(4) 略

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) の施行に関する事。

(6)~(12) 略

(13) 自殺対策基本法 (平成18年法律第85号) の施行に関する事。

(14) アルコール健康障害対策基本法 (平成25年法律第109号) の施行に関する事。

(15) ギャンブル等依存症対策基本法 (平成30年法律第74号) の施行に関する事。

(16) 略

(17) 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例 (昭和45年和歌山県条例第10号) の施行に関する事。

(18)・(19) 略

(20) 重度心身障害者及び重度心身障害児の医療費の助成に関する事。

(21) 和歌山県精神保健福祉センターに関する事。

(22)~(24) 略

- と。
- (9) 関係業界の健全な育成及び発展に関するこ
- と。
- (10) その他任務の達成に必要なこと。

医務課

医務課は、安全・安心な医療提供体制の構築と充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(6) 略
- (7) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 (昭和22年法律第217号) 及び柔道整復師法 (昭和45年法律第19号) の施行に関すること。
- (8)～(26) 略
- 健康推進課
- 健康推進課は、健康対策を推進し、県民の健康保持・増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。
- (1)・(2) 略
- (3) 健康増進法の施行に関すること (生活衛生課の所掌に属するものを除く。)
- (4)～(17) 略
- (18) 児童福祉法の施行に関すること (結核及び慢性疾患にかかっている児童の福祉に関することに限る。)
- (19)～(22) 略
- (23) 和歌山県難病・こども保健相談支援センターに関すること。

- (24)～(27) 略

国民健康保険課 略

薬務課

薬務課は、医薬品等の安定供給と安全性の確保及び薬物の乱用防止を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(3) 略
- (4) 覚醒剤取締法 (昭和26年法律第252号)、麻薬及び向精神薬取締法 (昭和28年法律第14号)、大麻草の栽培の規制に関する法律 (昭和23年法律第124号)、あへん法 (昭和29年法律第71号) 及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 (平成3年法律第94号) の施行に関すること。
- (5)～(14) 略

第22条 削除

(商工労働部各課の任務及び所掌事務)

第23条 商工労働部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

商工企画課

商工企画課は、商工労働政策の総合調整を行い、経済活力の向上及び産業の発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 商工労働部に関する施策の総合調整に関すること。
- (2)～(10) 略

医務課

医務課は、安全・安心な医療提供体制の構築と充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(6) 略
- (7) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 (昭和22年法律第217号) 及び柔道整復師法 (昭和45年法律第19号) の施行に関すること。
- (8)～(26) 略
- 健康推進課
- 健康推進課は、健康対策を推進し、県民の健康保持・増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。
- (1)・(2) 略
- (3) 健康増進法の施行に関すること (食品・生活衛生課の所掌に属するものを除く。)
- (4)～(17) 略
- (18) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) の施行に関すること (結核及び慢性疾患にかかっている児童の福祉に関することに限る。)
- (19)～(22) 略
- (23) 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターに関すること。

- (24)～(27) 略

国民健康保険課 略

薬務課

薬務課は、医薬品等の安定供給と安全性の確保及び薬物の乱用防止を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(3) 略
- (4) 覚醒剤取締法 (昭和26年法律第252号)、麻薬及び向精神薬取締法 (昭和28年法律第14号)、大麻取締法 (昭和23年法律第124号)、あへん法 (昭和29年法律第71号) 及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助成する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 (平成3年法律第94号) の施行に関すること。
- (5)～(14) 略

第22条 介護サービス指導室においては、長寿社会課の所掌事務のうち、前条長寿社会課の項第1号 (老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホームの適正な運営の確保に関する事務に限る。)、第2号 (社会福祉法人、軽費老人ホーム及び老人福祉センターの適正な運営の確保に関する事務に限る。)、第3号 (介護サービス事業者の適正な事業活動の確保に関する事務に限る。)、第4号及び第6号に掲げる事務を所掌する。

(商工観光労働部各課の任務及び所掌事務)

第23条 商工観光労働部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

商工観光労働総務課

商工観光労働総務課は、商工観光労働政策の総合調整を行い、経済活力の向上及び産業の発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 商工観光労働部に関する施策の総合調整に関すること。
- (2)～(10) 略

万博推進課

万博推進課は、令和7年に開催される2025年日

商工振興課～企業振興課 略
成長産業推進課
成長産業推進課は、卓越した新技術の創出を推進することにより、先端的な新たな産業の振興と既存産業の高付加価値化を通じて和歌山県経済の活性化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(3) 略
- (4) 科学技術・イノベーション基本法（平成7年法律第130号）の施行に関すること。
- (5)～(8) 略
- (9) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う成長産業の誘致に関すること。

(10) 略
企業立地課
企業立地課は、企業誘致を行い、新たな産業の創出と雇用の場の確保を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 和歌山県産業開発基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和57年和歌山県条例第7号）の施行に関すること。

(3)～(7) 略

本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）への県の出展等を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例（令和5年和歌山県条例第3号）の施行に関すること。
- (2) 関西広域連合事務局が設置するパビリオン（国際博覧会において設けられる展示館をいう。）に関すること。
- (3) 大阪・関西万博における県の出展等に関すること。
- (4) 和歌山県内の機運醸成に関すること。
- (5) 2025年国際博覧会和歌山推進協議会に関すること。
- (6) 次代の移動のための交通手段の振興に関すること。
- (7) 大阪・関西万博に係る国際交流に関すること。
- (8) 大阪・関西万博における行動計画に関すること。
- (9) 関係機関との連携に関すること。
- (10) その他任務の達成に必要なこと。

商工振興課～企業振興課 略
産業技術政策課
産業技術政策課は、卓越した新技術の創出を推進することにより、先端的な新たな産業の振興と既存産業の高付加価値化を通じて和歌山県経済の活性化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(3) 略
- (4) 科学技術基本法（平成7年法律第130号）の施行に関すること。
- (5)～(8) 略

(9) 略
企業立地課
企業立地課は、企業誘致を行い、新たな産業の創出と雇用の場の確保を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 和歌山県産業開発基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和57年和歌山県条例第7号）及び和歌山県企業立地促進資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（昭和58年和歌山県条例第8号）の施行に関すること。

(3)～(7) 略
観光振興課
観光振興課は、観光資源の特性を活かした観光の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 観光地の振興に関すること。
- (2) 観光旅客の来訪促進に関すること。
- (3) 観光施策の調査、研究及び企画に関すること。
- (4) 旅行業法（昭和27年法律第239号）の施行に関すること。
- (5) 観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）の施行に関すること。
- (6) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成4年法律第88号）の施行に関すること。
- (7) 和歌山県観光立県推進条例（平成21年和歌山県条例第93号）の施行に関すること。
- (8) 公益社団法人和歌山県観光連盟に関すること。
- (9) 体験型観光の推進に関すること（観光交流

第24条 償還指導室においては、商工企画課の所掌事務のうち、前条商工企画課の項第7号に掲げる事務を所掌する。

(農林水産部各課の任務及び所掌事務)
第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。
農林水産振興課
農林水産振興課は、農林水産施策の総合調整を行い、農林水産業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。
(1)～(7) 略
(8) 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)の施行に関すること(農業者年金に係る監査、指導及び委託に限る。)
(9)～(11) 略

(12) 略

(13)～(17) 略
研究推進課
研究推進課は、農林水産業に関する試験研究を推進し、農林水産業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。
(1) 和歌山県農業試験場、和歌山県農業試験場暖地園芸センター、和歌山県果樹試験場、和歌山県果樹試験場かき・もも研究所、和歌山

課の所管に属するものを除く。)
(10) 世界遺産の保全・活用施策の企画及び総合調整に関すること。
(11) 世界遺産についての普及啓発に関すること。
(12) 和歌山県世界遺産センターに関すること。
(13) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。
(14) その他任務の達成に必要なこと。
観光交流課
観光交流課は、外国人観光の促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。
(1) 国際観光の推進に関すること。
(2) 体験型教育旅行の誘致促進に関すること。
(3) 観光資源の開発に関すること。
(4) 観光資源の活用に係る各部局間の連絡調整に関すること。
(5) 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)の施行に関すること。
(6) 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)の施行に関すること。
(7) 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)の施行に関すること。
(8) 国際観光関係団体に関すること。
(9) その他任務の達成に必要なこと。

第24条 償還指導室においては、商工観光労働総務課の所掌事務のうち、前条商工観光労働総務課の項第7号に掲げる事務を所掌する。
2 サービス産業立地室においては、企業立地課の所掌事務のうち、前条企業立地課の項第1号に掲げる事務(情報サービス関連産業を除くサービス産業に係る企業に関するものに限る。)を所掌する。

(農林水産部各課の任務及び所掌事務)
第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。
農林水産総務課
農林水産総務課は、農林水産施策の総合調整を行い、農林水産業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。
(1)～(7) 略
(8) 農業者年金基本法(昭和45年法律第78号)の施行に関すること(農業者年金に係る監査、指導及び委託に限る。)
(9)～(11) 略
(12) 和歌山県農業試験場、和歌山県農業試験場暖地園芸センター、和歌山県果樹試験場、和歌山県果樹試験場かき・もも研究所、和歌山県果樹試験場うめ研究所、和歌山県畜産試験場、和歌山県畜産試験場養鶏研究所、和歌山県林業試験場及び和歌山県水産試験場(以下「和歌山県農林水産関係試験場等」という。)の統轄に関すること。
(13) 略
(14) 和歌山県農林水産関係試験場等が実施する研究に関すること。
(15) 和歌山県農林水産関係試験場等の会計事務等の執行に関すること。
(16)～(20) 略

果樹試験場うめ研究所、和歌山県畜産試験場、和歌山県畜産試験場養鶏研究所、和歌山県林業試験場及び和歌山県水産試験場（以下「和歌山県農林水産関係試験場等」という。）の統轄に関すること。

- (2) 和歌山県農林水産関係試験場等が実施する研究に関すること。
- (3) 和歌山県農林水産関係試験場等の会計事務等の執行に関すること。
- (4) その他任務の達成に必要なこと。

食品流通課 略

農業農村整備課

農業農村整備課は、農業・農村の整備を行い、活力ある農村づくりを図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(3) 略
- (4) 農業農村整備事業（県営農道整備事業その他の他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (5)～(10) 略
- (11) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）及び防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）の施行に関すること。

(12)～(14) 略

果樹園芸課

果樹園芸課は、農産物の生産振興及び食育の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(6) 略

(7) 略

(8) 食育の推進に関する施策の総合的な計画並びに農産物及び農産物加工品に係る食育の普及、啓発等に関すること。

(9) 略

(10) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）に基づき実施する農山漁村活性化支援に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(11) 略

食品流通課 略

農業農村整備課

農業農村整備課は、農業・農村の整備を行い、活力ある農村づくりを図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(3) 略
- (4) 農業農村整備事業（県営農道整備、農業集落排水事業その他の他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(5)～(10) 略

(11) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）の施行に関すること。

(12)～(14) 略

果樹園芸課

果樹園芸課は、農産物の生産振興及び農業環境の保全を図ること並びに食育の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(6) 略
- (7) 果樹、野菜、花き及び特用作物の集出荷に関すること。

(8) 略

(9) 食育の推進に関する施策の総合的な計画並びに農産物及び農産物加工品に係る食育の実践等に関すること。

(10) 略

(11) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）に基づき実施する農山漁村活性化プロジェクト支援に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(12) 略

(13) 植物防疫法（昭和25年法律第151号）の施行に関すること。

(14) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）の施行に関すること。

(15) 地方増進法（昭和59年法律第34号）の施行に関すること。

(16) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）の施行に関すること。

(17) 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）の施行に関すること。

(18) 土壌保全対策に関すること。

(19) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関すること（農林水産業に係る被害の防止及び狩猟に関することに限る。）。

(20) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の施行に関すること。

(21) 農作物の野生鳥獣害防止対策に関すること。

(22) ふるさと認証食品に関すること。

(23) 特別栽培農作物の認証に関すること。

(24) 食品リサイクルに関すること。

(12) 和歌山県農業試験場、和歌山県農業試験場暖地園芸センター、和歌山県果樹試験場、和歌山県果樹試験場かき・もも研究所及び和歌山県果樹試験場うめ研究所に関すること。

(13)・(14) 略
鳥獣害対策課

鳥獣害対策課は、農業環境の保全を図ること及び有害鳥獣による農作物に係る被害防止施策を実施することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 植物防疫法（昭和25年法律第151号）の施行に関すること。
- (2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）の施行に関すること。
- (3) 地力増進法（昭和59年法律第34号）の施行に関すること。
- (4) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の施行に関すること。
- (5) 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）の施行に関すること。
- (6) 土壤保全対策に関すること。
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関すること（農林水産業に係る被害の防止及び狩猟に関することに限る。）。
- (8) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の施行に関すること。
- (9) 農作物の野生鳥獣害防止対策に関すること。

- (10) ふるさと認証食品に関すること。
- (11) 特別栽培農作物の認証に関すること。
- (12) 食品リサイクルに関すること。
- (13) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行に関すること（環境保全型農業直接支払交付金に関することに限る。）。
- (14) バイオマスの利活用推進に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (15) 和歌山県農作物病虫害防除所に関すること。

(16) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。

(17) その他任務の達成に必要なこと。
畜産課
畜産課は、安全・安心で高品質な畜産物の生産振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(6) 略
- (7) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）の施行に関すること。
- (8) 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）の施行に関すること。

(9)～(18) 略
(19) ジビエの利活用に関すること。

(20)・(21) 略
経営支援課
経営支援課は、農業技術の指導を行うこと並びに農業者の経営体質強化及び担い手の育成を図る

(25) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行に関すること（環境保全型農業直接支払交付金に関することに限る。）。

(26) バイオマスの利活用推進に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(27) 和歌山県農業試験場、和歌山県農業試験場暖地園芸センター、和歌山県果樹試験場、和歌山県果樹試験場かき・もも研究所、和歌山県果樹試験場うめ研究所及び和歌山県農作物病虫害防除所に関すること。

(28)・(29) 略

畜産課
畜産課は、安全・安心で高品質な畜産物の生産振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(6) 略
- (7) 家畜排せつ物の管理と適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）の施行に関すること。
- (8) 畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）の施行に関すること。
- (9) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）の施行に関すること。

(10)～(19) 略

(20)・(21) 略
経営支援課
経営支援課は、農業技術の指導を行うこと並びに農業者の経営体質強化及び担い手の育成を図る

ことを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(7) 略

(8) 農業保険法 (昭和22年法律第185号) の施行に関すること (他の課の所掌に属するものを除く。)

(9)～(18) 略

林業振興課

林業振興課は、森林資源の適正管理及び紀州材の需要拡大対策及び山村の生活環境整備を行い、林業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(21) 略

(22) 森林法 (昭和26年法律第249号) の施行に係る林道その他林産物搬出施設に関すること

(23)～(31) 略

(32) 全国育樹祭の業務に関すること。

(33) 略

森林整備課

森林整備課は、森林整備及び保全を行い、森林機能の維持向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(25) 略

(26) 全国育樹祭の業務に関すること。

(27) 略

水産振興課

水産振興課は、水産物の流通促進及び漁場環境の整備を行い、水産業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(9) 略

(10) 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (昭和25年法律第137号) の施行に関すること。

(11)～(20) 略

資源管理課 略

第26条 里地里山振興室においては、農林水産振興課の所掌事務のうち、前条農林水産振興課の項第13号から第16号までに掲げる事務を所掌する。

2 全国育樹祭推進室においては、森林整備課の所掌事務のうち、前条森林整備課の項第26号に掲げる事務を所掌する。

(県土整備部各課の任務及び所掌事務)

第27条 県土整備部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

県土整備政策課

県土整備政策課は、県土整備政策の総合調整を行い、県土の総合的かつ体系的な利用、開発、保全及び県土整備事業の着実な進行を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

技術調査課 略

検査・技術支援課

検査・技術支援課は、工事検査及び技術職員の技術力向上並びに技術者の人材バンクを運営し市町村への技術支援を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3) 技術力向上に係る研修に関すること。

(4) 公共事業再評価に関すること。

(5)～(8) 略

用地対策課 略

道路政策課

道路政策課は、道路政策の立案並びに高規格幹

ことを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(7) 略

(8) 農業災害補償法 (昭和22年法律第185号) の施行に関すること (他の課の所掌に属するものを除く。)

(9)～(18) 略

林業振興課

林業振興課は、森林資源の適正管理及び紀州材の需要拡大対策及び山村の生活環境整備を行い、林業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(21) 略

(22) 森林法 (昭和26年法律第249号) の施行に係る林道その他林産物搬出施設に関すること (他の課室の所掌に属するものを除く。)

(23)～(31) 略

(32) 略

森林整備課

森林整備課は、森林整備及び保全を行い、森林機能の維持向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(25) 略

(26) 略

水産振興課

水産振興課は、水産物の流通促進及び漁場環境の整備を行い、水産業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(9) 略

(10) 漁港漁場整備法 (平成14年法律第137号) の施行に関すること。

(11)～(20) 略

資源管理課 略

第26条 研究推進室においては、農林水産総務課の所掌事務のうち、前条農林水産総務課の項第11号及び第13号に掲げる事務を所掌する。

2 里地・里山振興室においては、農林水産総務課の所掌事務のうち、前条農林水産総務課の項第15号から第18号までに掲げる事務を所掌する。

3 農業環境・鳥獣害対策室においては、果樹園芸課の所掌事務のうち、前条果樹園芸課の項第13号から第27号までに掲げる事務を所掌する。

(県土整備部各課の任務及び所掌事務)

第27条 県土整備部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

県土整備総務課

県土整備総務課は、県土整備政策の総合調整を行い、県土の総合的かつ体系的な利用、開発、保全及び県土整備事業の着実な進行を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

技術調査課 略

検査・技術支援課

検査・技術支援課は、工事検査及び技術職員の技術力向上並びに技術者の人材バンクを運営し市町村への技術支援を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3) 技術力向上に関すること。

(4) 公共事業再評価・事後評価に関すること。

(5)～(8) 略

用地対策課 略

道路政策課

道路政策課は、道路政策の立案並びに高規格幹

線道路及び国直轄国道の整備を促進し、県内道路網の充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 踏切道改良促進法(昭和36年法律第195号)の施行に関すること。

(6) 略

道路保全課

道路保全課は、県管理道路の良好な保全・管理及び交通安全施設整備を行い、県内道路網の充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3) 道路の交通安全施設整備に関すること。

(4)～(6) 略

道路建設課

道路建設課は、県が管理する国道、県道、街路、農道の整備及び市町村道の整備支援を行い、県内道路網の充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 略

(2)・(3) 略

(4) 市町村道事業に関すること。

(5) 略

河川課 略

砂防課

砂防課は、土砂災害の防止及び砂防を行い、県土の保全及び県民の生命・財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7)・(8) 略

下水道課

下水道課は、下水道等の汚水処理施設の整備を行い、清潔で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質の保全を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7)～(9) 略

都市政策課

都市政策課は、適切な都市計画の運用、良好な景観の形成、都市公園施設の整備等を行うことにより、県土の健全な発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(10) 略

(11) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の施行に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)

(12)～(17) 略

建築住宅課

建築住宅課は、安全で安心な建築物の供給や良質な公営住宅の提供を行い、住みよいまちづくりを推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(23) 略

(24) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の施行に関すること。

(25)～(33) 略

線道路及び国直轄国道の整備を促進し、県内道路網の充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 略

道路保全課

道路保全課は、県管理道路の良好な保全・管理及び市町村道の整備支援を行い、県内道路網の充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3) 道路の交通安全施設整備及び災害防除事業に関すること。

(4) 市町村道事業に関すること。

(5)～(7) 略

道路建設課

道路建設課は、県が管理する国道、県道、街路、農道及び林道の整備を行い、県内道路網の充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 略

(2) 踏切道改良促進法(昭和36年法律第195号)の施行に関すること。

(3)・(4) 略

(5) 森林法の施行に関すること(県営林道事業に限る。)

(6) 略

河川課 略

砂防課

砂防課は、土砂災害の防止及び砂防を行い、県土の保全及び県民の生命・財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)

(8)・(9) 略

下水道課

下水道課は、下水道等の汚水処理施設の整備を行い、清潔で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質の保全を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 農業農村整備事業(農業集落排水事業に限る。)の企画、調査及び指導に関すること。

(8)～(10) 略

都市政策課

都市政策課は、適切な都市計画の運用、良好な景観の形成、都市公園施設の整備等を行うことにより、県土の健全な発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(10) 略

(11) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること(同法第10条第1項の規定により指定する宅地造成等工事規制区域及び同法第45条第1項の規定により指定する造成宅地防災区域に関するものに限る。)

(12)～(17) 略

建築住宅課

建築住宅課は、安全で安心な建築物の供給や良質な公営住宅の提供を行い、住みよいまちづくりを推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(23) 略

(24) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の施行に関すること。

(25)～(33) 略

公共建築課 略
港湾空港振興課
港湾空港振興課は、港湾、漁港、海岸及び空港の適正な管理運営を行い、交通機能の充実及び地域経済の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 漁港及び漁場の整備等に関する法律の施行に関すること（管理運営に関するものに限る。）。
- (3)～(8) 略
- (9) 南紀白浜空港の管理、運営及び利用促進に関すること。

(10)・(11) 略
港湾漁港整備課
港湾漁港整備課は、港湾、漁港及び海岸の計画を立案し、整備・保全を行うとともに、津波堤防整備に係る企画調整を行い、交通機能の充実及び県土の保全を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 漁港及び漁場の整備等に関する法律の施行に関すること（計画の立案及び整備保全に関するものに限る。）。
- (3)～(9) 略

第28条 略
2 略
3 盛土対策室においては、都市政策課の所掌事務のうち、前条都市政策課の項第11号に掲げる事務を所掌する。
4 略

(部等の設置)
第33条 振興局（東牟婁振興局を除く。）に次の部を置く。
地域づくり部
略
2 東牟婁振興局に次の部を置く。
地域づくり部
略
3 略

第 2 款 地域づくり部

(地域づくり部の任務)
第34条 地域づくり部は、地域の特性を活かしたまちづくりや産業振興を企画し、市町村、企業、団体等と連携し、推進することを任務とする。

(課の設置)
第35条 地域づくり部に、次の課を置く。
略
地域づくり課
2 略

(総務県民課の所掌事務)
第36条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)・(2) 略
(3) 振興局の職員の服務その他人事に関すること。
(4)～(8) 略

(9)～(14) 略

公共建築課 略
港湾空港振興課
港湾空港振興課は、港湾、漁港、海岸及び空港の適正な管理運営を行い、交通機能の充実及び地域経済の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の施行に関すること（管理運営に関するものに限る。）。
- (3)～(8) 略
- (9) 南紀白浜空港の利用促進に関すること。

(10)・(11) 略
港湾漁港整備課
港湾漁港整備課は、港湾、漁港及び海岸の計画を立案し、整備・保全を行うとともに、津波堤防整備に係る企画調整を行い、交通機能の充実及び県土の保全を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 漁港漁場整備法の施行に関すること（計画の立案及び整備保全に関するものに限る。）。
- (3)～(9) 略

第28条 略
2 略
3 略

(部等の設置)
第33条 振興局（東牟婁振興局を除く。）に次の部を置く。
地域振興部
略
2 東牟婁振興局に次の部を置く。
地域振興部
略
3 略

第 2 款 地域振興部

(地域振興部の任務)
第34条 地域振興部は、地域の特性を活かしたまちづくりや産業振興を企画し、市町村、企業、団体等と連携し、推進することを任務とする。

(課の設置)
第35条 地域振興部に、次の課を置く。
略
企画産業課
地域課
2 略

(総務県民課の所掌事務)
第36条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)・(2) 略
(3) 振興局の職員の身分、服務その他人事に関すること。
(4)～(8) 略
(9) 危機管理及び国民保護事務に関すること。
(10) 防災対策に関すること。
(11) 消防に関すること。
(12)～(17) 略

(15) NPO活動の推進に関すること。

(16) 人権行政に関すること。

(17) 略

(18) ジェンダー平等の推進に関すること。

(19)・(20) 略

2 前項の規定にかかわらず、海草振興局地域づくり部総務県民課においては、同項第5号、第8号、第9号及び第11号に規定する事務を所掌しない。

(地域づくり課の所掌事務)

第36条の2 地域づくり課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地域づくり等地域の振興に関すること。

(2) 過疎地域振興に関すること。

(3) 移住・交流及び二地域居住の推進に関すること。

(4) 地域公共交通に関すること。

(5) 観光の振興及び観光資源の開発に関すること。

(6) 旅行業法の施行に関すること。

(7) 広報及び広聴に関すること。

(8) 市町村合併協議会の支援に関すること。

(9) 行政DXの推進に係る市町村への支援に関すること。

(10) 危機管理及び国民保護事務に関すること。

(11) 消防に関すること。

(12) 防災対策に関すること。

(13) 国勢調査に関すること。

(14) スポーツの振興に関すること。

(15) 脱炭素化の推進に関すること。

(16) こども食堂に関すること。

(17) 中小企業融資制度に関すること。

(18) 職業能力開発及び雇用促進に関すること。

(19) 地域産業の振興及び育成に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

(20) 県産品の調査及び発掘並びにブランド化の推進に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

(21) 企業誘致に関すること。

2 海草振興局地域づくり部、那賀振興局地域づくり部、有田振興局地域づくり部及び日高振興局地域づくり部の地域づくり課においては、前項に規定する事務のほか、熊野古道等に関する事務を所掌する。

3 伊都振興局地域づくり部、西牟婁振興局地域づくり部及び東牟婁振興局地域づくり部の地域づくり課においては、第1項に規定する事務のほか、世界遺産の保存及び活用に関する事務を所掌する。

4 西牟婁振興局地域づくり部及び東牟婁振興局地域づくり部の地域づくり課においては、第1項及び前項に規定する事務のほか、ジオパークに関する事務を所掌する。

(総務福祉課の所掌事務)

(18) 略

(19) 男女共同参画の推進に関すること。

(20) 人権行政に関すること。

(21) NPO活動の推進に関すること。

(22)・(23) 略

2 前項の規定にかかわらず、海草振興局地域振興部総務県民課においては、同項第5号、第8号、第12号及び第14号に規定する事務を所掌しない。

(企画産業課の所掌事務)

第36条の2 企画産業課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 広報及び広聴に関すること。

(2) 国勢調査に関すること。

(3) 地域産業の振興及び育成に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

(4) 中小企業融資制度に関すること。

(5) 企業誘致に関すること。

(6) 観光の振興及び観光資源の開発に関すること。

(7) 旅行業法の施行に関すること。

(8) 職業能力開発及び雇用促進に関すること。

(9) 県産品の調査及び発掘並びにブランド化の推進に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

2 海草振興局地域振興部、那賀振興局地域振興部、有田振興局地域振興部及び日高振興局地域振興部の企画産業課においては、前項に規定する事務のほか、熊野古道等に関する事務を所掌する。

3 伊都振興局地域振興部、西牟婁振興局地域振興部及び東牟婁振興局地域振興部の企画産業課においては、第1項に規定する事務のほか、世界遺産の保存及び活用に関する事務を所掌する。

4 西牟婁振興局地域振興部及び東牟婁振興局地域振興部の企画産業課においては、第1項及び前項に規定する事務のほか、ジオパークに関する事務を所掌する。

(地域課の所掌事務)

第36条の3 地域課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地域の課題の把握に関すること。

(2) 地域づくり等地域の振興に関すること。

(3) 過疎地域振興に関すること。

(4) 移住・交流及び二地域居住の推進に関すること。

(5) 地域公共交通に関すること。

(6) 市町村合併協議会の支援に関すること。

(総務福祉課の所掌事務)

第39条 総務福祉課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 健康福祉部及び保健所の職員の服務その他人事に関すること。
- (4)～(42) 略

(農業水産振興課の所掌事務)

第46条 農業水産振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 農林水産振興部の職員の服務その他人事に関すること。
- (4)・(5) 略
- (6) 農林水産業の基幹的な施設の整備並びに生産基盤の強化に関すること (他課の所掌に関するものを除く。)。
- (7) 農山漁村活性化支援に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)。

(8)～(51) 略

2～4 略

(林務課の所掌事務)

第47条 林務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) 略
- (8) 林道事業に関すること。

(9)～(19) 略

- (20) 農山漁村活性化支援に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)。

(21)～(32) 略

- (33) 全国育樹祭の業務に関すること。

2・3 略

(総務調整課の所掌事務)

第51条の2 総務調整課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 建設部の職員の服務その他人事に関すること。
- (4)～(24) 略

2 略

(総務用地課の所掌事務)

第52条 総務用地課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 建設部の職員の服務その他人事に関すること。
- (4)～(32) 略
- (33) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること (他の課の所掌に属するものを除く。)。
- (34)～(38) 略

- (39) 近畿自動車道紀勢線 (すさみ串本道路) の建設に伴う地元町との調整に関すること。

(40) 略

第39条 総務福祉課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 健康福祉部及び保健所の職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4)～(42) 略

(農業水産振興課の所掌事務)

第46条 農業水産振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 農林水産振興部の職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4)・(5) 略
- (6) 経営構造対策に関すること。

- (7) 農山漁村活性化支援プロジェクト交付金に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)。

(8)～(51) 略

2～4 略

(林務課の所掌事務)

第47条 林務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) 略
- (8) 林道事業に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)。

(9)～(19) 略

- (20) 農山漁村活性化支援プロジェクト交付金に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)。
- (21)～(32) 略

2・3 略

(総務調整課の所掌事務)

第51条の2 総務調整課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 建設部の職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4)～(24) 略

2 略

- 3 西牟婁振興局建設部総務調整課においては、第1項に規定する事務のほか、南紀白浜空港施設の整備、管理及び運営に関する事務を所掌する。

- 4 東牟婁振興局新宮建設部総務調整課においては、第1項に規定する事務のほか、近畿自動車道紀勢線 (新宮市あげぼのと同市三輪崎の間に限る。) の建設に伴う新宮市との調整に関する事務を所掌する。

(総務用地課の所掌事務)

第52条 総務用地課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 建設部の職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4)～(32) 略
- (33) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること (他の課の所掌に属するものを除く。)。
- (34)～(38) 略

(39) 略

(用地課の所掌事務)
第54条 略

(工務課の所掌事務)
第56条 略

- 2 那賀振興局建設部工務課においては、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を所掌する。
- (1)・(2) 略
- 3 西牟婁振興局建設部工務課においては、第1項に規定する事務のほか、南紀白浜空港施設の整備等に関する事務を所掌する。

(建築課の所掌事務)
第57条 建築課の所掌事務は、次のとおりとする

- (1)~(8) 略
- (9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (10)~(15) 略
- 2 略

(出張所等の設置)
第63条 略

2 出張所等の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
略		
東牟婁振興局 新宮建設部	近畿自動車道紀南高速事務所	新宮市

- 3・4 略
- 5 東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所に用地課を置き、当該課に別表第7に掲げるグループを置く。

(出張所等の所掌事務)
第64条 略

2・3 略

4 東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 近畿自動車道紀勢線(串本太地道路及び新宮道路)の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関すること。
- (2) 近畿自動車道紀勢線(串本太地道路及び新宮道路)の建設に伴う用地取得等に係る事務に関すること。
- (3) 近畿自動車道紀勢線(串本太地道路及び新宮道路)の建設に伴う地元市町との調整に関すること。

(和歌山県税事務所総務課の所掌事務)
第74条 和歌山県税事務所総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 県税事務所職員の服務その他人事に関すること。

(用地課の所掌事務)
第54条 略

2 東牟婁振興局新宮建設部用地課においては、前項に規定する事務のほか、新宮道路の建設に伴う地元市町との調整及び用地取得に関する事務を所掌する。

(工務課の所掌事務)
第56条 略

2 那賀振興局建設部工務課及び伊都振興局建設部工務課においては、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3) 県営林道事業に関すること。

(建築課の所掌事務)
第57条 建築課の所掌事務は、次のとおりとする

- (1)~(8) 略
- (9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (10)~(15) 略
- 2 略

(出張所等の設置)
第63条 略

2 出張所等の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
略		
東牟婁振興局 串本建設部	近畿自動車道紀南高速事務所	東牟婁郡串本町

- 3・4 略
- 5 東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所に用地課を置き、当該課に別表第7に掲げるグループを置く。

(出張所等の所掌事務)
第64条 略

2・3 略

4 東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 近畿自動車道紀勢線(串本町と那智勝浦町の間に限る。)の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関すること。
- (3) 近畿自動車道紀勢線(串本町と那智勝浦町の間に限る。)の建設に伴う用地取得等に係る事務に関すること。
- (4) 近畿自動車道紀勢線(串本町と那智勝浦町の間に限る。)の建設に伴う地元町との調整に関すること。

(和歌山県税事務所総務課の所掌事務)
第74条 和歌山県税事務所総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 県税事務所職員の身分、服務その他人事に関すること。

(4)～(8) 略

(紀北県税事務所等の納税課の所掌事務)
 第80条 紀北県税事務所等の納税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 県税事務所職員の服務その他人事に関すること。
- (4)～(14) 略

第7節 世界遺産センター

(設置)

第93条 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用に関する事務を行うため、世界遺産センターを置く。

(名称及び位置)

第94条 世界遺産センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県世界遺産センター	田辺市

(任務及び所掌事務)

第95条 世界遺産センターは、世界遺産の価値を広く伝え、県民及び来訪者が共に守り育む気運を醸成することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 世界遺産の適正な保全及び活用の推進に関すること。
- (2) 世界遺産に関する知識の普及啓発に関すること。
- (3) 世界遺産に関する学術研究に関すること。
- (4) 教育啓発展示に伴う設備等の管理及び運営に関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。

第7節の2 南紀熊野ジオパークセンター

(名称及び位置)

第95条の2 和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター設置及び管理条例(令和元年和歌山県条例第8号)に基づき設置された南紀熊野ジオパークセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター	東牟婁郡串本町

(任務及び所掌事務)

第95条の3 南紀熊野ジオパークセンターは、ジオパークの調査、研究、保全及び普及啓発を行うとともに、ジオパークを教育及び観光振興に活用することにより、持続可能な地域の発展に寄与することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) ジオパークの調査、研究及び保全に関すること。
- (2) ジオパークに関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) ジオパークに関する普及啓発に関すること。

(4)～(8) 略

(紀北県税事務所等の納税課の所掌事務)
 第80条 紀北県税事務所等の納税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 県税事務所職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4)～(14) 略

第7節 削除

第93条から第95条まで 削除

- (4) ジオパークの教育及び観光振興への活用に関すること。
- (5) ジオパークに関する活動を行う団体又は個人の支援に関すること。
- (6) その他任務の達成に必要なこと。

第9節の2 南紀熊野ジオパークセンタ
二

(名称及び位置)

第103条の2 和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター設置及び管理条例 (令和元年和歌山県条例第8号) に基づき設置された南紀熊野ジオパークセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター	東牟婁郡串本町

(任務及び所掌事務)

第103条の3 南紀熊野ジオパークセンターは、ジオパークの調査、研究、保全及び普及啓発を行うとともに、ジオパークを教育及び観光振興に活用することにより、持続可能な地域の発展に寄与することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) ジオパークの調査、研究及び保全に関すること。
- (2) ジオパークに関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) ジオパークに関する普及啓発に関すること。
- (4) ジオパークの教育及び観光振興への活用に関すること。
- (5) ジオパークに関する活動を行う団体又は個人の支援に関すること。
- (6) その他任務の達成に必要なこと。

第12節 削除

第111条から第113条まで 削除

第12節 男女共同参画センター

(名称及び位置)

第111条 和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例 (平成18年和歌山県条例第28号) に基づき設置された男女共同参画センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県男女共同参画センター	和歌山市

(任務及び所掌事務)

第112条 男女共同参画センターは、男女共同参画に関する活動と交流の拠点として社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進等を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画の推進に関する講座、講演会等の実施に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する情報の収集、保存及び提供に関すること。
- (3) 男女共同参画を阻害する諸問題に関する相談及び支援に関すること。
- (4) 男女共同参画推進のための調査研究及び啓発に関すること。

第13節の2 中央児童相談所

(名称、位置及び所管区域)

第116条の2 和歌山県児童相談所設置条例に基づき設置された中央児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
和歌山県中央児童相談所	和歌山市	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市、岩出市、海草郡、伊都郡、有田郡、日高郡（みなべ町を除く。）

(任務及び所掌事務)

第116条の3 中央児童相談所は、児童福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3) 略

(内部組織)

第116条の4 中央児童相談所に、次の課を置く。

略
相談第一課
相談第二課
略
心理判定課

略

- (5) 青少年活動センターの管理に関すること。
- (6) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第113条 男女共同参画センターに企画課を置く。

第13節の2 子ども・女性・障害者相談センター

(名称、位置及び所管区域)

第116条の2 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例（平成7年和歌山県条例第33号）に基づき設置された子ども・女性・障害者相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山市

2. 子ども・女性・障害者相談センターの児童相談所としての所管区域は、和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市、橋本市、有田市、御坊市、海草郡、伊都郡、有田郡及び日高郡（みなべ町を除く。）である。

(任務及び所掌事務)

第116条の3 子ども・女性・障害者相談センターは、児童、女性、身体障害者及び知的障害者の福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)・(2) 略
- (3) 売春防止法第34条に規定する婦人相談所及び要保護女子の一時保護施設の運営に関すること。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターの運営に関すること。
- (5) 身体障害者福祉法第11条に規定する身体障害者更生相談所の運営に関すること。
- (6) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の障害認定及び交付に関すること。
- (7) 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者福祉センターの運営に関すること。
- (8) 知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所の運営に関すること。
- (9) 療育手帳の交付に関すること。
- (10) 子ども診療室（子どもメンタルクリニック）の運営に関すること。
- (11) 略

(内部組織)

第116条の4 子ども・女性・障害者相談センターに、次の課室を置く。

略
子ども相談第一課
子ども相談第二課
略
女性相談課
障害者支援課
略
子ども診療室

(名称、位置及び所管区域)
 第117条 和歌山県児童相談所設置条例(昭和39年和歌山県条例第8号)に基づき設置された紀南児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。
 略

第16節 ジェンダー平等推進センター

(名称及び位置)
 第123条 和歌山県ジェンダー平等推進センター設置及び管理条例(平成18年和歌山県条例第28号)に基づき設置されたジェンダー平等推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県ジェンダー平等推進センター	和歌山市

(任務及び所掌事務)
 第124条 ジェンダー平等推進センターは、ジェンダー平等に関する活動と交流の拠点として社会のあらゆる分野におけるジェンダー平等の推進等を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) ジェンダー平等の推進に関する講座、講演会等の実施に関すること。
- (2) ジェンダー平等の推進に関する情報の収集、保存及び提供に関すること。
- (3) ジェンダー平等の推進を阻害する諸問題に関する相談及び支援に関すること。
- (4) ジェンダー平等の推進のための調査研究及び啓発に関すること。
- (5) 青少年活動センターの管理に関すること。
- (6) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)
 第124条の2 ジェンダー平等推進センターに企画課を置く。

第16節の2 DV相談支援センター

(名称及び位置)
 第124条の3 和歌山県DV相談支援センター設置条例(令和6年和歌山県条例第22号)に基づき設置されたDV相談支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県DV相談支援センター	和歌山市

(任務及び所掌事務)
 第124条の4 DV相談支援センターは、配偶者からの暴力を被害者や性暴力の被害者への支援及び困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項に規定する女性相談支援センターの運営に関すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第6項に規定する一時保護施設の運営に関すること。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条に規定する配偶者暴力

(名称、位置及び所管区域)
 第117条 和歌山県紀南児童相談所設置条例(昭和39年和歌山県条例第8号)に基づき設置された紀南児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。
 略

第16節 削除

第123条及び第124条 削除

- 相談支援センターの運営に関すること。
 (4) 性暴力の被害者への支援に関すること。
 (5) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第124条の5 DV相談支援センターに、次の課を置く。
 相談支援課

第17節 なぐさホーム

(名称及び位置)

第125条 和歌山県なぐさホーム設置及び管理条例(昭和39年和歌山県条例第11号)に基づき設置されたなぐさホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県なぐさホーム	和歌山市

(任務及び所掌事務)

第126条 なぐさホームは、困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力を受けた被害者の保護を行い、自立支援を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する女性自立支援施設の運営に関すること。
- (2) 略

第18節 障害児者サポートセンター

(名称及び位置)

第127条 和歌山県障害児者サポートセンター設置及び管理条例(平成7年和歌山県条例第33号)に基づき設置された障害児者サポートセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県障害児者サポートセンター	和歌山市

(任務及び所掌事務)

第128条 障害児者サポートセンターは、身体障害者及び知的障害者の福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 身体障害者福祉法第11条に規定する身体障害者更生相談所の運営に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の障害認定及び交付に関すること。
- (3) 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者福祉センターの運営に関すること。
- (4) 知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所の運営に関すること。
- (5) 療育手帳の交付に関すること。
- (6) こども診療室(こどもメンタルクリニック)の運営に関すること。
- (7) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第129条 障害児者サポートセンターに、次の課室を置く。
 障害者支援課
 こども診療室

第17節 女性保護施設なぐさホーム

(名称及び位置)

第125条 和歌山県女性保護施設なぐさホーム設置及び管理条例(昭和39年和歌山県条例第11号)に基づき設置された女性保護施設なぐさホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県女性保護施設なぐさホーム	和歌山市

(任務及び所掌事務)

第126条 女性保護施設なぐさホームは、要保護女子及び配偶者からの暴力を受けた被害者の収容保護を行い、自立支援を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 売春防止法第36条に規定する婦人保護施設の運営に関すること。
- (2) 略

第18節 削除

第127条から第129条まで 削除

(任務及び所掌事務)
 第140条 高等看護学院は、看護師を養成し、地域医療に資することを任務とし、次の事務を所掌する。
 (1)・(2) 略

(名称及び位置)
 第143条 和歌山県立精神病院設置及び管理条例(昭和27年和歌山県条例第5号)及び和歌山県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年和歌山県条例第58号)に基づき設置されたところの医療センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
 略

(診療部、リハビリテーション部及び事務局)
 第146条 略
 2 リハビリテーション部に作業療法科、デイケア科、訪問看護科及び医療相談・地域連携室を置く。
 3 略

第24節 難病・子ども保健相談支援センター

(名称及び位置)
 第147条 和歌山県難病・子ども保健相談支援センター設置条例(平成18年和歌山県条例第34号)に基づき設置された難病・子ども保健相談支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県難病・子ども保健相談支援センター	和歌山市

(任務及び所掌事務)
 第148条 難病・子ども保健相談支援センターは、難病患者及び長期の療養を必要とする子どもの相談及び支援を行い、生活の質の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。
 (1)~(4) 略

(任務及び所掌事務)
 第140条 高等看護学院は、看護師及び助産師を養成し、地域医療に資することを任務とし、次の事務を所掌する。
 (1)・(2) 略

(名称及び位置)
 第143条 和歌山県立精神病院設置及び管理条例(昭和27年和歌山県条例第5号)及び和歌山県病院事業の設置に関する条例(昭和41年和歌山県条例第58号)に基づき設置されたところの医療センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
 略

(診療部、リハビリテーション部及び事務局)
 第146条 略
 2 リハビリテーション部に作業療法科、デイケア科、訪問看護科及び医療相談・連携室を置く。
 3 略

第24節 難病・子ども保健相談支援センター

(名称及び位置)
 第147条 和歌山県難病・子ども保健相談支援センター設置条例(平成18年和歌山県条例第34号)に基づき設置された難病・子ども保健相談支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県難病・子ども保健相談支援センター	和歌山市

(任務及び所掌事務)
 第148条 難病・子ども保健相談支援センターは、難病患者及び長期の療養を必要とする子どもの相談及び支援を行い、生活の質の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。
 (1)~(4) 略

第28節の2 世界遺産センター

(設置)
 第163条の2 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用に関する事務を行うため、世界遺産センターを置く。

(名称及び位置)
 第163条の3 世界遺産センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県世界遺産センター	田辺市

(任務及び所掌事務)
 第163条の4 世界遺産センターは、世界遺産の価値を広く伝え、県民及び来訪者と共に守り育む機運を醸成することを任務とし、次の事務を所掌する。
 (1) 世界遺産の適正な保全及び活用の推進に関

(名称、担当事務及び所管課室)
 第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担当事務及び所管課室は、次のとおりである。

名称	担当事務	所管課室
略		
和歌山県国民保護協議会	略	危機管理消防課
略	略	
和歌山救急救命協議会	略	
和歌山県危機管理部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	危機管理部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務	
略	略	略
和歌山県企画部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	企画課
略	略	
和歌山県データを利活用した公募型研究事業者選定委員会	略	
和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会	特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)第8条第1項に規定する民間事業者の選定についての審査に関する事務	

- すること。
- (2) 世界遺産に関する知識の普及啓発に関すること。
- (3) 世界遺産に関する学術研究に関すること。
- (4) 教育啓発展示に伴う設備等の管理及び運営に関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。

(名称、担当事務及び所管課室)
 第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担当事務及び所管課室は、次のとおりである。

名称	担当事務	所管課室
略		
和歌山県国民保護協議会	略	危機管理・消防課
略	略	
和歌山救急救命協議会	略	
略	略	略
和歌山県企画部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	企画総務課
略	略	
和歌山県データを利活用した公募型研究事業者選定委員会	略	
和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会	特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)第8条第1項に規定する民間事業者の選定についての審査に関する事務	企画総務課

略		略	略		略
和歌山県文化振興助成事業選考委員会	文化の振興のための助成に係る事業の審査に関する事務			和歌山県文化・スポーツ振興助成事業選考委員会	文化及びスポーツの振興の助成に係る事業の審査に関する事務
和歌山県国際交流センター指定管理者選定委員会	略	略		和歌山県国際交流センター指定管理者選定委員会	略
和歌山県国際交流助成事業選考委員会	国際交流の推進のための助成に係る事業の審査に関する事務				
和歌山県スポーツ賞選考委員会	和歌山県スポーツ賞の選考についての審議に関する事務	スポーツ課			
和歌山県スポーツ施設等指定管理者選定委員会	和歌山県立体育館、和歌山県立武道館及び県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブの指定管理者の指定についての審査に関する事務				
和歌山県スポーツ振興助成事業選考委員会	スポーツの振興のための助成に係る事業の審査に関する事務				
和歌山県土地利用審査会	略	地域振興課		和歌山県立情報交流センター指定管理者選定委員会	和歌山県立情報交流センターの指定管理者の指定についての審査に関する事務
和歌山県国土利用計画審議会	略			和歌山県土地利用審査会	略
和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	地域振興部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務			和歌山県国土利用計画審議会	略
和歌山県立情報交流センター指定	和歌山県立情報交流センターの指定管理者の指定につ	デジタル社会推進課			

管理者選定委員会	いての審査に関する事務				
和歌山県観光審議会	観光開発計画の基本的事項その他観光事業についての重要事項の調査審議に関する事務	観光振興課			
和歌山県環境審議会	略	脱炭素政策課	和歌山県人権施策推進審議会	和歌山県人権尊重の社会づくり条例第5条第2項の規定による人権施策基本方針に関する事項を審議その他人権尊重の社会づくりに関する基本的事項の審議に関する事務	人権政策課
和歌山県環境表彰選考委員会	略		和歌山県環境影響評価審査会	和歌山県環境影響評価条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項の調査審議に関する事務	環境生活総務課
略	略		和歌山県環境表彰選考委員会	略	
和歌山県環境衛生研究センター倫理審査委員会	略		和歌山県太陽光発電事業調査審議会	太陽光発電事業についての重要事項の調査審議に関する事務	
略	略		略	略	
和歌山県リサイクル製品認定審査会	和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第5条の認定及び認定を受けたりサイクル製品の利用の促進についての重要事項の	循環型社会推進課	和歌山県環境衛生研究センター倫理審査委員会	略	
略	略		和歌山県リサイクル製品認定審査会	和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第5条の認定及び認定を受けたりサイクル製品の利用の促進についての重要事項の調査審議に関する事務	
和歌山県リサイクル製品認定審査会	和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第5条の認定及び認定を受けたりサイクル製品の利用の促進についての重要事項の	循環型社会推進課	和歌山県廃棄物処理施設専門委員会	略	循環型社会推進課

	調査審議に関する事務				
和歌山県廃棄物処理施設専門委員会	略				
和歌山県環境影響評価審査会	和歌山県環境影響評価条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項の調査審議に関する事務	環境管理課			
和歌山県太陽光発電事業調査審議会	太陽光発電事業についての重要事項の調査審議に関する事務				
略	略	略	略	略	略
和歌山交通公園・和歌山県NPOサポートセンター・和歌山県立青少年の家指定管理者選定委員会	略		和歌山交通公園・和歌山県NPOサポートセンター・和歌山県立青少年の家指定管理者選定委員会	略	
和歌山県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第138条第1項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務				
			和歌山県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第138条第1項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	県民活動団体室

			和歌山県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事項の調査審議及び関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	青少年・男女共同参画課
			和歌山県男女共同参画審議会	和歌山県男女共同参画推進条例（平成14年和歌山県条例第14号）第23条第2項の規定による重要事項の調査審議、県施策の実施状況についての調査、意見陳述その他の事務及び知事への建議に関する事務	
略			生活衛生課		
和歌山県人権施策推進審議会	和歌山県人権尊重の社会づくり条例第5条第2項の規定による人権施策基本方針に関する事項を審議その他人権尊重の社会づくりに関する基本的事項の審議に関する事務	人権政策課			
和歌山県共生社会推進部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	共生社会推進部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務				
和歌山県子ども施策審議会	子ども基本法（令和4年法律第77号）第10条第1項の計画及び子ども施策の推進についての重要事項の調査審議に関する事務	子ども未来課			
和歌山県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事項の調査審議及び関係行政機関相互の連絡調整に関する事務				
幼保連携型	就学前の子どもに				食品・生活衛生課

認定子ども園審議会	関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条の規定による幼保連携型認定子ども園の設置等についての調査審議に関する事務				
和歌山県子どもを虐待から守る審議会	和歌山県子どもを虐待から守る条例第21条第1項の規定による虐待防止策の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	子ども支援課			
和歌山県男女共同参画審議会	和歌山県男女共同参画推進条例（平成14年和歌山県条例第14号）第23条第2項の規定による重要事項の調査審議、県施策の実施状況についての調査、意見陳述その他の事務及び知事への建議に関する事務	多様な生き方支援課			
和歌山県社会福祉審議	略	社会福祉課	和歌山県社会福祉審議	略	福祉保健総務課
略			略		
和歌山県子どもを虐待から守る審議会	和歌山県子どもを虐待から守る条例第21条第1項の規定による虐待防止策の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務		和歌山県子どもを虐待から守る審議会	和歌山県子どもを虐待から守る条例第21条第1項の規定による虐待防止策の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	子ども未来課
和歌山県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第62条第1項の計画及び子ども・子育て支援対策の推進についての重要事項の調査審議に関する事務		和歌山県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第62条第1項の計画及び子ども・子育て支援対策の推進についての重要事項の調査審議に関する事務	
幼保連携型認定子ども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条の規定による幼保連携型認定子ども園の設置等についての調査審議に関する事務		幼保連携型認定子ども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条の規定による幼保連携型認定子ども園の設置等についての調査審議に関する事務	
略		略	略		略
和歌山県障害者施策推進審議会	略	略	和歌山県障害者施策推進審議会	略	略
			和歌山県精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する	

			審議会	る法律第 9 条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議に関する事務	
略			略		
和歌山県視聴覚障害者情報提供施設指定管理者選定委員会	略		和歌山県視聴覚障害者情報提供施設指定管理者選定委員会	略	
和歌山県障害者差別解消調整委員会	和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第 14 条第 2 項の規定により行うあっせんに関する事務				
和歌山県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 9 条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議に関する事務	こころの健康推進課			
略		略	略		略
和歌山県災害医療対策会議	略		和歌山県災害医療対策会議	略	
			和歌山県医学研究奨励賞選考委員会	和歌山県医学研究奨励賞の選考についての審議に関する事務	
略			略		
感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条第 1 項の規定による通知、同法第 20 条第 1 項の規定による勧告、同条第 4 項の規定による入院の期間の延長及び同法第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関する必要な事項の審議に関する事務	略	感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条第 1 項の規定による通知、第 20 条第 1 項の規定による勧告、同条第 4 項の規定による入院の期間の延長及び第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関する必要な事項の審議に関する事務	略
略			略		
略		略	略		略
略		略	略		略

和歌山県薬物検討審査会	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第25条第2項に掲げる事項についての調査に関する事務		和歌山県薬物検討審査会	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第26条第2項に掲げる事項についての調査に関する事務	
略	略		略	略	
略			略		
和歌山県中小企業振興対策審議会	略	商工企画課	和歌山県中小企業振興対策審議会	略	商工観光労働総務課
和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	商工労働部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務		和歌山県商工観光労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	商工観光労働部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務	
略			略		
和歌山県産業技術戦略会議	略	成長産業推進課	和歌山県産業技術戦略会議	略	産業技術政策課
略			略		
和歌山県誘致企業認定審査委員会	略	企業立地課	和歌山県誘致企業認定審査委員会	略	企業立地課
和歌山県農林水産部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	農林水産振興課	和歌山県観光審議会	観光開発計画の基本的事項その他観光事業についての重要事項の調査審議に関する事務	観光振興課
和歌山県農業農村振興委員会	農地、農業用施設等の適正かつ円滑な利活用についての重要事項の調査審議に関する事務	農林水産振興課里地里山振興室	和歌山県農林水産部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	農林水産総務課
和歌山県農林水産関係試験研究評価委員会	農林水産関係試験研究機関が実施する試験研究に係る課題についての審査に関する事務	研究推進課	和歌山県農林水産関係試験研究評価委員会	農林水産関係試験研究機関が実施する試験研究に係る課題についての審査に関する事務	農林水産総務課研究推進室
略	略	略	和歌山県農業農村振興委員会	農地、農業用施設等の適正かつ円滑な利活用についての重要事項の調査審議に関する事務	農林水産総務課里地・里山振興室
略	略	略	略	略	略
和歌山県ふ	略	鳥獣害対策	和歌山県ふ	略	果樹園芸課

るさと認証 食品検討委 員会		課
和歌山県農 業共済保険 審査会	農業保険法第222 条第2項の規定に よる農業災害の発 生、予防及び防止 に関する事項、共 済掛金及び保険料 等の適正化に関す る事項等に関する 調査審議に関する 事務	略
略		
和歌山県県 土整備部所 管公募型プ ロポーザル 方式等事業 者選定委員 会	略	県土整備政 策課
略		

(部長、課長等)
第211条 次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、
それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職
務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとす
る。

組織	職	職務
本庁	知事室長	上司の命を受け、 知事直轄組織の事 務を掌理し、所属 職員を指揮監督す る。

るさと認証 食品検討委 員会		農業環境・ 鳥獣害対策 室
和歌山県農 業共済保険 審査会	農業災害補償法第 131条及び第143 条の2第2項の規 定による農業共済 組合連合会の組合 員の提起する保険 に関するその審査 並びに農業災害の 発生、予防及び防 止に関する事項、 共済掛金及び保険 料等の適正化に関 する事項等に関す る調査審議に関す る事務	略
略		
和歌山県県 土整備部所 管公募型プ ロポーザル 方式等事業 者選定委員 会	略	県土整備総 務課
略		

(部長、課長等)
第211条 次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、
それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職
務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとす
る。

組織	職	職務
本庁	危機管理監	上司の命を受け、 総務部のうち危機 管理局の事務を掌 理し、その事務を 処理するため、職 員を指揮監督する 。
	地域振興監	上司の命を受け、 企画部のうち地域 振興局の事務を掌 理し、その事務を 処理するため、職 員を指揮監督する 。
	監察査察監	上司の命を受け、 監察査察に関する 事務を掌理し、当 該事務に従事する 職員を指揮監督す る。
	知事室長	上司の命を受け、 秘書、政策推進及 び広報広聴の事務 を掌理し、所属職 員を指揮監督する

				知事室次長	。上司の命を受け、 <u>知事室長を補佐し、知事室長に事故があるときは、当該職務を代理する。</u>
部	部長	上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。ただし、総務部長にあつては、総務部に属する事務（ <u>考査課に属する賞罰審査委員会等に関するものを除く。</u> ）を掌理し、 <u>所属職員を指揮監督する。</u>	部	部長	上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。ただし、総務部長にあつては、総務部に属する事務（ <u>危機管理局に属するものを除く。</u> ）を掌理し、 <u>その事務を処理するため、総務管理局に属する職員を指揮監督する。</u>
局	局長	上司の命を受け、当該局（ <u>総務部総務管理局にあつては考査課を除き、企画部企画政策局にあつては国際課を除く。</u> ）に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、部長又は会計管理者に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、局長が2人以上あるときは、あらかじめ部長の指名する局長が当該職務を代理する。	局	局長	上司の命を受け、当該局（ <u>企画部企画政策局にあつては国際課を除き、環境生活部県民局にあつては食品・生活衛生課を除き、商工観光労働部商工労働政策局にあつては労働政策課を除く。</u> ）に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、部長又は会計管理者に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、局長が2人以上あるときは、あらかじめ部長の指名する局長が当該職務を代理する。
課	課長	略	課	課長	略
				副課長	上司の命を受け、 <u>課長を補佐し、課長に事故があるときは、当該職務を代理し、及び担当事務を有する場合にあつてはその事務を処理する。</u> この場合において副課長が2人以上あるときは、あらかじめ課長の指名する副課長が当該職務を代理する。
略			略		
2 略			2 略		

3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
本庁	理事	略
	知事室次長	上司の命を受け、 <u>知事室長を補佐し、知事室長に事故があるときは、当該職務を代理する。</u>
	略	略
	万博推進担当参事	上司の命を受け、 <u>大阪・関西万博に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</u>
略	略	略
総務部	考査担当参事	上司の命を受け、 <u>考査に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</u>
企画部	略	略
福祉保健部	略	略
	略	略
課	副課長	上司の命を受け、 <u>課長を補佐し、課長に事故があるときは、当該職務を代理し、及び担当事務を有する場合にあつてはその事務を処理する。この場合において副課長が2人以上あるときは、あらか</u>

3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
本庁	理事	略
	略	略
	監察査察参事	上司の命を受け、 <u>監察査察に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</u>
略	略	略
企画部	略	略
環境生活部	生活安全参事	上司の命を受け、 <u>青少年及び生活安全に関する事務に従事する。</u>
	食品安全参事	上司の命を受け、 <u>食の安全及び生活衛生に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</u>
福祉保健部	略	略
商工観光労働部	労働政策参事	上司の命を受け、 <u>労働政策に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</u>
略	略	略
課	主幹	略

		じめ課長の指名する副課長が当該職務を代理する。
	主幹	略
	企画員	略
	略	略
	課長補佐	略
	略	略
	主任	
	副主任	上司の命令を受け、特に指定された事務に従事する。
	略	
室	主幹	略
	略	
略		
こども未来課	略	略
社会福祉課	略	略
介護サービス指導課	略	略
略	略	略
農林水産振興課	総括検査員 検査員	略
資源管理課	略	
	統括審議員	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	企画員	略
	総括監察査察員	上司の命を受け、監察査察に関する事務に従事する。
	略	略
	課長補佐	略
	政策審議員	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	監察査察員	上司の命を受け、監察査察に関する事務に従事する。
	略	略
	主任	略
	略	
室	副室長	上司の命を受け、室長を補佐し、室長に事故があるときは、当該職務を代理し、及び担当事務を有する場合にあつてはその事務を処理する。
	主幹	略
	略	
略		
福祉保健総務課	略	略
子ども未来課	略	略
長寿社会課 介護サービス指導室	略	略
略	略	略
農林水産総務課	総括検査員 検査員	略
資源管理課	略	

略	主任航海士 副主任航海士 略	略
	主任機関士 副主任機関士 略	略
	略	略
略	略	

(所長、課長等)
第212条 次の表の左欄に掲げる地方機関（振興局を除く。以下この条において同じ。）の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
出張所	略	略
世界遺産センター	事務長	上司の命を受け、当該センターの庶務、会計等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
略		
こころの医療センター	略	略
	医療相談・地域連携室	略
略	略	略

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
地方機関	略	略
	次長（消防学校及び農林大学校にあっては副校長、高等看護学院及び産業技術	略

略	主任航海士	略
	略	
	主任機関士	略
	略	略
略	略	

(所長、課長等)
第212条 次の表の左欄に掲げる地方機関（振興局を除く。以下この条において同じ。）の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
出張所	略	略
略		
こころの医療センター	略	略
	医療相談・連携室	略
世界遺産センター	事務長	上司の命を受け、当該センターの庶務、会計等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
略	略	略

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
地方機関	略	略
	次長（東京事務所にあっては所長代理、消防学校及び農林大学校にあっては副	略

	専門学院にあっては副学院長、なぎ看護学校にあっては副学校長、こころの医療センターにあっては副院長、工業技術センターにあっては副所長)			校長、高等看護学院及び産業技術専門学院にあっては副学院長、なぎ看護学校にあっては副学校長、こころの医療センターにあっては副院長、工業技術センターにあっては副所長)	
	略			略	
	主任	略		主任	略
	副主任	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。			
略	略		略	略	
紀北県税事務所、紀中県税事務所及び紀南県税事務所	県税窓口統括員	上司の命を受け、管内の振興局地域づくり部総務県民課（伊都振興局、日高振興局及び東牟婁振興局に限る。）になされた県税に関する申告書、申請書等の書類の受理及び納税証明書の交付に関する事務を処理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。	紀北県税事務所、紀中県税事務所及び紀南県税事務所	県税窓口統括員	上司の命を受け、管内の振興局地域振興部総務県民課（伊都振興局、日高振興局及び東牟婁振興局に限る。）になされた県税に関する申告書、申請書等の書類の受理及び納税証明書の交付に関する事務を処理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
文書館	略	略	文書館	略	略
			農林大学校	教授 准教授 助教授 講師	上司の命を受け、 <u>研修生の指導に従事するとともに、当該指導に必要な調査研究に従事する。</u>
			農林大学校 就農支援センター	次長	上司の命を受け、 <u>所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。</u>
略	略	略	略	略	略
消防学校	略	略	消防学校	略	略
紀南児童相談所	分室長代理	上司の命を受け、 <u>分室長を補佐し、分室長に事故があるときは、当該職務を代理する。</u>			

精神保健福祉センター	保健師	上司の命を受け、保健に関する業務に従事する。			
略			略		
保健所、こころの医療センター及び精神保健福祉センター	略	略	保健所、こころの医療センター及び精神保健福祉センター	略	略
略	略	略	紀南児童相談所	分室長代理	上司の命を受け、分室長を補佐し、分室長に事故があるときは、当該職務を代理する。
略	略	略	略	略	略
高等看護学院及びなぎ看護学校	主任専任教員 副主任専任教員 略	略	高等看護学院及びなぎ看護学校	主任専任教員 略	略
こころの医療センター	略	略	こころの医療センター	略	略
	略 主任看護師 副主任看護師	略		略 主任看護師	略
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
工業技術センター	略	略	工業技術センター	略	略
			水産試験場	船長	上司の命を受け、船舶の運航に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
			機関長	上司の命を受け、機関関係の調整及び管理業務に従事する。	
			主任航海士 主査航海士 副主査航海士 航海士	上司の命を受け、航海業務に従事する。	
			主任機関士 主査機関士 副主査機関士 機関士	上司の命を受け、機関業務に従事する。	
			通信士	上司の命を受け、	

			通信業務に従事する。
略	略	略	略
農業試験場 暖地園芸センター、果樹試験場かき・もも研究所、果樹試験場うめ研究所及び畜産試験場養鶏研究所	略	略	略
水産試験場	船長	上司の命を受け、船舶の運航に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。	略
	機関長	上司の命を受け、機関関係の調整及び管理業務に従事する。	
	主任航海士 副主任航海士 主査航海士 副主査航海士 航海士	上司の命を受け、航海業務に従事する。	
	主任機関士 副主任機関士 主査機関士 副主査機関士 機関士	上司の命を受け、機関業務に従事する。	
	通信士	上司の命を受け、通信業務に従事する。	
農林大学校	教授 准教授 助教 講師	上司の命を受け、研修生の指導に従事するとともに、当該指導に必要な調査研究に従事する。	
農林大学校 就農支援センター	次長	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
試験研究所掌する地方機関	略 主任研究員 副主任研究員 略	略	

(振興局の職制)

			通信業務に従事する。
略	略	略	略
農業試験場 暖地園芸センター、果樹試験場かき・もも研究所、果樹試験場うめ研究所及び畜産試験場養鶏研究所	略	略	略
水産試験場	船長	上司の命を受け、船舶の運航に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。	略
	機関長	上司の命を受け、機関関係の調整及び管理業務に従事する。	
	主任航海士 副主任航海士 主査航海士 副主査航海士 航海士	上司の命を受け、航海業務に従事する。	
	主任機関士 副主任機関士 主査機関士 副主査機関士 機関士	上司の命を受け、機関業務に従事する。	
	通信士	上司の命を受け、通信業務に従事する。	
農林大学校	教授 准教授 助教 講師	上司の命を受け、研修生の指導に従事するとともに、当該指導に必要な調査研究に従事する。	
農林大学校 就農支援センター	次長	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
試験研究所掌する地方機関	略 主任研究員 副主任研究員 略	略	

(振興局の職制)

第213条 略

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる振興局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略	略	略
部	企画員	略
	略	略
	主任	略
	副主任	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	略	略
地域づくり部	略	略
東牟婁振興局地域づくり部	旅券駐在員	上司の命を受け、当該振興局地域づくり部の所掌事務のうち、一般旅券の発給申請の受理及び交付に関する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	会計駐在員	上司の命を受け、当該振興局地域づくり部の所掌事務のうち、西牟婁郡のうちすさみ町並びに東牟婁郡のうち古座川町及び串本町に所在するかに係る支出関係事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
略		

(主事、技師等)

第216条 略

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁等の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略	略	略
共生社会推進部及び福祉保健部の	略	

第213条 略

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる振興局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略	略	略
部	副参事	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	企画員	略
	略	略
	主任	略
	略	略
地域振興部	略	略
東牟婁振興局地域振興部	旅券駐在員	上司の命を受け、当該振興局地域振興部の所掌事務のうち、一般旅券の発給申請の受理及び交付に関する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	会計駐在員	上司の命を受け、当該振興局地域振興部の所掌事務のうち、西牟婁郡のうちすさみ町並びに東牟婁郡のうち古座川町及び串本町に所在するかに及びその内部組織に係る支出関係事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
略		

(主事、技師等)

第216条 略

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁等の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略	略	略
福祉保健部の課及び地方機関並び	略	

課及び地方機関並びに振興局			
職員厚生室、共生社会推進部及び福祉保健部の課及び地方機関並びに振興局	略		
略	略	略	

3 略

(補職)

第219条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

略	
岩出保健所所長	技術職員である那賀振興局健康福祉部副部長
略	
なぐさホーム所長	DV相談支援センター所長

2・3 略

4 DV相談支援センターの職員の職にある者は、その職にある間、なぐさホームのその職に相当する職を兼ねるものとする。

別表2 (第35条、第220条関係)
振興局地域づくり部のグループ

区分	課名	グループ名
海草振興局地域づくり部	総務県民課	総務グループ 人権・県民グループ
	地域づくり課	地域振興・防災グループ 産業振興グループ
那賀振興局地域づくり部	総務県民課	総務グループ 人権・県民グループ
	地域づくり課	地域振興・防災グループ 産業振興グループ
伊都振興局地域づくり部	総務県民課	総務グループ 人権・県民グループ
	地域づくり課	地域振興・防災グループ 産業振興グループ

に振興局			
職員厚生室、福祉保健部の課並びに地方機関及び振興局	略		
略	略	略	

3 略

(補職)

第219条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

略	
岩出保健所所長	技術職員である那賀振興局参事
略	
女性保護施設なぐさホーム所長	子ども・女性・障害者相談センター所長

2・3 略

4 子ども・女性・障害者相談センター女性相談課の職員の職にある者は、その職にある間、女性保護施設なぐさホームのその職に相当する職を兼ねるものとする。

別表2 (第35条、第220条関係)
振興局地域振興部のグループ

区分	課名	グループ名
海草振興局地域振興部	総務県民課	防災・総務グループ 人権・県民グループ
	企画産業課	企画産業振興グループ
	地域課	
那賀振興局地域振興部	総務県民課	防災・総務グループ 人権・県民グループ
	企画産業課	企画産業振興グループ
	地域課	
伊都振興局地域振興部	総務県民課	防災・総務グループ 人権・県民グループ
	地域づくり課	企画産業振興グループ

		振興グループ
有田振興局地域づくり部	総務県民課	総務グループ 人権・県民グループ
	地域づくり課	地域振興・防災 グループ 産業 振興グループ
日高振興局地域づくり部	総務県民課	総務グループ 人権・県民グループ
	地域づくり課	地域振興・防災 グループ 産業 振興グループ
西牟婁振興局地域づくり部	総務県民課	総務グループ 人権・県民グループ
	地域づくり課	地域振興・防災 グループ 産業 振興グループ
東牟婁振興局地域づくり部	総務県民課	総務グループ 人権・県民グループ
	地域づくり課	地域振興・防災 グループ 産業 振興グループ

別表第3 (第36条関係)
振興局地域づくり部総務県民課所管のいか等
1 支出事務に関すること。

区分	所管のいか等
那賀振興局地域づくり部総務県民課	略
伊都振興局地域づくり部総務県民課	略
有田振興局地域づくり部総務県民課	略
日高振興局地域づくり部総務県民課	略
西牟婁振興局地域づくり部	略

	地域課	
有田振興局地域振興部	総務県民課	防災・総務グループ 人権・県民グループ
	企画産業課	企画産業振興グループ
	地域課	
日高振興局地域振興部	総務県民課	防災・総務グループ 人権・県民グループ
	企画産業課	企画産業振興グループ
	地域課	
西牟婁振興局地域振興部	総務県民課	防災・総務グループ 人権・県民グループ
	企画産業課	企画産業振興グループ
	地域課	
東牟婁振興局地域振興部	総務県民課	防災・総務グループ 人権・県民グループ
	企画産業課	企画産業振興グループ
	地域課	

別表第3 (第36条関係)
振興局地域振興部総務県民課所管のいか等
1 支出事務に関すること。

区分	所管のいか等
那賀振興局地域振興部総務県民課	略
伊都振興局地域振興部総務県民課	略
有田振興局地域振興部総務県民課	略
日高振興局地域振興部総務県民課	略
西牟婁振興局地域振興部総	略

総務県民課	
東牟婁振興局 地域づくり部 総務県民課	略

2 集中物品の調達事務に関すること。

区分	所管のかい等
那賀振興局地 域づくり部総 務県民課	略
伊都振興局地 域づくり部総 務県民課	略
有田振興局地 域づくり部総 務県民課	略
日高振興局地 域づくり部総 務県民課	略
西牟婁振興局 地域づくり部 総務県民課	略
東牟婁振興局 地域づくり部 総務県民課	略

別表第6 (第45条、第220条関係)
振興局農林水産振興部のグループ

区分	課名	グループ名
海草振興局 農林水産振 興部	農業水産振 興課	振興グループ 普 及グループ
	略	
那賀振興局 農林水産振 興部	農業水産振 興課	振興グループ 普 及グループ
	略	
伊都振興局 農林水産振 興部	農業水産振 興課	振興グループ 普 及グループ
	略	
有田振興局 農林水産振 興部	農業水産振 興課	振興グループ 普 及グループ
	略	
日高振興局 農林水産振 興部	農業水産振 興課	振興グループ 普 及グループ
	略	
西牟婁振興 局農林水産 振興部	農業水産振 興課	振興グループ 普 及グループ
	略	

務県民課	
東牟婁振興局 地域振興部総 務県民課	略

2 集中物品の調達事務に関すること。

区分	所管のかい等
那賀振興局地 域振興部総務 県民課	略
伊都振興局地 域振興部総務 県民課	略
有田振興局地 域振興部総務 県民課	略
日高振興局地 域振興部総務 県民課	略
西牟婁振興局 地域振興部総 務県民課	略
東牟婁振興局 地域振興部総 務県民課	略

別表第6 (第45条、第220条関係)
振興局農林水産振興部のグループ

区分	課名	グループ名
海草振興局 農林水産振 興部	農業水産振 興課	総務・振興グルー プ 普及グループ
	略	
那賀振興局 農林水産振 興部	農業水産振 興課	総務・振興グルー プ 普及グループ
	略	
伊都振興局 農林水産振 興部	農業水産振 興課	総務・振興グルー プ 普及グループ
	略	
有田振興局 農林水産振 興部	農業水産振 興課	総務・振興グルー プ 普及グループ
	略	
日高振興局 農林水産振 興部	農業水産振 興課	総務・振興グルー プ 普及グループ
	略	
西牟婁振興 局農林水産 振興部	農業水産振 興課	総務・振興グルー プ 普及グループ
	略	

東牟婁振興局農林水産振興部	農業水産振興課	振興グループ 普及グループ
	略	

東牟婁振興局農林水産振興部	農業水産振興課	総務・振興グループ 普及グループ
	略	

別表第 7 (第51条、第63条、第67条、第220条関係)
振興局建設部のグループ

区分	事務所名及び課名	グループ名
略		
日高振興局建設部	略	
	河港課	治水グループ 港湾漁港グループ
	略	略
略	略	
東牟婁振興局串本建設部	総務用地課	総務調整建築グループ 入札契約グループ 用地グループ
	略	
	七川ダム管理事務所	管理課 略
東牟婁振興局新宮建設部	略	略
	用地課	用地グループ
	略	略
	工務課	道路グループ 治水グループ 港湾漁港グループ
	近畿自動車道紀南高速事務所	用地課 用地グループ

別表第 7 (第51条、第63条、第67条、第220条関係)
振興局建設部のグループ

区分	事務所名及び課名	グループ名
略		
日高振興局建設部	略	
	河港課	治水グループ 港湾・漁港グループ
	略	略
略	略	
東牟婁振興局串本建設部	総務用地課	総務調整・建築グループ 入札契約グループ 用地グループ
	略	
	七川ダム管理事務所	略 略
	近畿自動車道紀南高速事務所	用地課 用地グループ
東牟婁振興局新宮建設部	略	略
	用地課	用地グループ 新宮道路用地グループ
	略	略
	工務課	道路グループ 治水グループ 港湾・漁港グループ

別表第 8 (第73条、第79条、第220条関係)
県税事務所のグループ

区分	課名	グループ名
和歌山県税事務所	略	

別表第 8 (第73条、第79条、第220条関係)
県税事務所のグループ

区分	課名	グループ名
和歌山県税事務所	略	

	自動車税・間 税課	課税グループ 軽油調査グ ループ		自動車税・間 税課	自動車・間税 グループ 軽 油調査グル ープ
	略			略	
略			略		

附 則

(施行期日)

- この規則は令和6年4月1日から施行する。ただし、第21条薬務課の項第4号の改正規定は、公布の日又は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部改正)

- 和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則（平成10年和歌山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号。以下「組織規則」という。） <u>第36条第1項第12号から第19号まで並びに第36条の2第1項第13号及び第19号</u> に掲げる事項 2 略	1 和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号。以下「組織規則」という。）第36条第1項第15号から第22号まで並びに第36条の2第1項第1号及び第2号に掲げる事項 2 略